

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業

要 求 水 準 書

令和6年8月

(令和6年9月10日修正)

大 和 郡 山 市

目 次

第1章 総則	1
1 本書の位置付け	1
2 本事業の目的.....	1
3 事業概要	1
4 適用法令・基準	3
5 著作権・特許権等の使用	6
6 個人情報の保護及び秘密の保持	7
7 要求水準の変更	7
8 経費の負担	7
9 燃料等備蓄、災害時の対応	8
10 地域貢献への取り組み	9
11 事業期間終了時の引継ぎ等	9
12 本要求水準書に記載のない事項	9
第2章 施設の機能及び性能に関する要求水準	10
1 基本要件	10
2 施設計画	12
3 事業用地等整備要件	15
4 建築施設整備要件	16
5 施設構成及び諸室要件	18
6 火葬炉設備要件	25
7 建築付帯設備要件	40
第3章 施設整備業務要求水準	46
1 総則	46
2 事前調査業務・関係機関等との調整業務	48
3 設計業務（各種関連業務を含む）	49
4 建設業務	52
5 現施設の解体・撤去等業務.....	57
6 家具・備品等整備業務	58
7 各種申請等業務	59
8 稼働準備業務	59
9 統括管理業務	59
10 その他施設整備上必要な業務	60
第4章 維持管理業務要求水準	61
1 総則	61
2 建築物保守管理業務	66

3 建築設備保守管理業務	67
4 火葬炉設備保守管理業務	68
5 各種申請等業務.....	69
6 開業準備業務.....	70
7 清掃業務	70
8 環境保全業務	71
9 家具・備品等管理業務	71
10 植栽・外構・周辺施設等維持管理業務	71
11 警備業務	72
12 残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務	73
13 事業期間終了前の引継業務	73
14 その他維持管理上必要な業務.....	75
 第5章 運営業務要求水準	 76
1 総則	76
2 施設の運営概要	78
3 利用者受付業務	79
4 お別れ・炉前・収骨等業務	79
5 火葬炉運転業務	80
6 動物の火葬業務	80
7 物品販売業務	81
8 待合ゾーン関連業務	81
9 告別ゾーン関連業務	81
10 安全管理、防災、緊急時対応業務	82
11 行政等への協力、調整業務	82
12 事業期間終了前の引継業務	82
13 その他運営上必要な業務	82
 第6章 維持管理・運営統括業務要求水準	 84
1 基本要件	84
2 管理運営業務統括責任者	84

資料一覧

資料1－1 「敷地図」

資料1－2 「土地経過書」

資料2－1 「事業用地測量図」

資料2－2 「事業用地測量図 横断図」

資料3－1 「地質・地盤調査の結果(R5)」

資料3－2 「地質・地盤調査の結果(待合棟建設時 S60)」

資料3－3 「地質・地盤調査の結果(ミニ体育館建設時 S59)」

資料 4－1 「仮通路・通路整備図」
資料 4－2 「配置検討図（参考）」
資料 5－1 「上水道設備移設図」
資料 5－2 「上水道設備現況図」
資料 6－1 「下水道設備移設図」
資料 6－2 「下水道接続図(H17 年度)」
資料 7 「アスベスト調査結果」
資料 8 「ダイオキシン調査結果」
資料 9－1 「既存施設図面：火葬場改築工事 S58」
資料 9－2 「既存施設図面：火葬場改築工事 S59」
資料 9－3 「既存施設図面：待合室建設工事 S61」
資料 9－4 「建築確認通知 S58・59・61」
資料 9－5 「宅造許可申請書 S59」
資料 10－1 「鉄化石埋設図」
資料 10－2 「鉄化石埋設計画図」
資料 11 「業務対象範囲図：清浄会館・周辺施設平面図」

第1章 総則

1 本書の位置付け

本書は、大和郡山市（以下、「市」という。）が、「大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業（以下、「本事業」という。）」を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するにあたり、本事業に参加しようとする者を対象に公表する「募集要項」と一体のものであり、本事業の「施設整備業務」「維持管理業務」「運営業務」について、市が事業者に要求するサービス水準を示すとともに、本事業に参加する事業者の提案に具体的な指針を示すものである。

応募者は要求水準として具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行うこととし、要求水準として具体的な特記仕様が規定されていない内容については、積極的に創意工夫を発揮した提案を行うものとする。

2 本事業の目的

現行の大和郡山市清浄会館（以下、「現施設」という。）は、施設北側部分に待合室、事務室及び告別ホール等を、南側部分に火葬設備及び炉前ホールを有しており、南側部分は昭和58年、北側部分は昭和61年に整備されてから、それぞれ40年が経過しようとしている。施設機能の保持のため、適宜点検や補修を行っているが、建物、火葬設備ともに経年による老朽化や劣化が著しいことに加え、機能面や建物の容量においても、近代的な火葬場施設に求められる水準を満たしているとは言い難く、今後見込まれる火葬需要増に対応し、安全かつ適切に必要なサービスを提供するためには、火葬設備、建物を含む関連施設の再整備が急務となっている。また、施設周辺には、児童公園、多目的グラウンド、多目的球技場などの施設（以下、「周辺施設という。」）を有している。

本事業は、これらの課題に対応するため、施設の再整備を実施するものである。

本事業の施行にあたっては、故人の最期の時を刻む場として、また、遺族や会葬者が故人を偲ぶ場として相応しい施設となることを第一義としながら、施設利用者や関係者の安全性、施設利用者の利便性、施設運営や管理面における利便性等を確保するとともに、周辺環境にも十分に配慮した新火葬場施設（以下、「本施設」という。）の実現を目指すものとする。

なお、本事業は、新たな施設の設計、建設、維持管理及び運営について、民間事業者ならではのノウハウや創意工夫を活用することにより、財政負担の縮減及びサービスの質の向上を図るものであり、事業実施に際しては、地元経済への貢献が図られることを期待するものである。

3. 事業概要

3. 1 事業名

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業

3. 2 事業内容

本事業は、事業用地内に市の所有となる本施設の整備を行い、本施設及び周辺施設の維持管理・運営を行うものである。

(1) 施設整備業務

- ① 事前調査業務・関係機関等との調整業務
- ② 設計業務（各種関連業務を含む）
- ③ 建設業務
- ④ 現施設の解体・撤去等業務
- ⑤ 家具・備品等整備業務
- ⑥ 各種申請等業務
- ⑦ 稼働準備業務
- ⑧ 統括管理業務
- ⑨ その他施設整備上必要な業務
- (2) 施設維持管理業務
 - ① 建築物保守管理業務
 - ② 建築設備保守管理業務
 - ③ 火葬炉設備保守管理業務
 - ④ 各種申請等業務
 - ⑤ 開業準備業務
 - ⑥ 清掃業務
 - ⑦ 環境保全業務
 - ⑧ 家具・備品等管理業務
 - ⑨ 植栽・外構・周辺施設等維持管理業務
 - ⑩ 警備業務
 - ⑪ 残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務
 - ⑫ 事業期間終了前の引継業務
 - ⑬ その他維持管理上必要な業務
- (3) 運營業務
 - ① 利用者受付業務
 - ② お別れ・炉前・収骨業務等
 - ③ 火葬炉運転業務
 - ④ 動物の火葬業務
 - ⑤ 物品販売業務
 - ⑥ 待合ゾーン関連業務
 - ⑦ 告別ゾーン関連業務
 - ⑧ 安全管理、防災、緊急時対応業務
 - ⑨ 行政等への協力、調整業務
 - ⑩ 事業期間終了前の引継業務
 - ⑪ その他運営上必要な業務
- (4) 維持管理・運営統括業務

3. 3 事業方式

本事業は、本施設の設計、建設、維持管理及び運営を一体的に行うＤＢＯ方式により実施する。

3. 4 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、基本契約締結の日から令和 24 年 3 月 31 日までとする。なお、施設整備事業の完了は、令和 11 年 3 月 31 日までとする。

4 適用法令・基準

本事業の実施に当たっては、次に示す関係法令・条例等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考にすることとし、いずれも事業契約締結時点での最新版を遵守すること。また、ここに示されていない関係法令等であっても、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令等について遵守すること。

なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者がその許認可を取得するものとする。

4. 1 法令

- 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
- 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- 特定特殊自動車排出ガス規制法（平成 17 年法律第 51 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
- ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）
- 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- 会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- その他、本事業の業務に関する関係法令等

4. 2 条例等

- 奈良県建築基準法施行条例（昭和 42 年奈良県条例第 1 号）
- 奈良県環境基本条例（平成 8 年奈良県条例第 7 号）
- 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成 7 年奈良県条例第 30 号）
- 奈良県景観条例（平成 21 年奈良県条例第 49 号）
- 環境配慮指針（平成 11 年）
- 大和郡山市環境基本条例（平成 13 年 12 月大和郡山市条例第 20 号）
- 大和郡山市火葬場条例（昭和 30 年 3 月大和郡山市条例第 7 号）
- 大和郡山市火葬場使用規程（昭和 42 年 3 月大和郡山市訓令甲第 2 号）
- 大和郡山市墓地等の経営の許可等に関する規則（平成 14 年 3 月大和郡山市規則第 14 号）
- 大和郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月大和郡山市条例第 25 号）
- 大和郡山市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年 1 月大和郡山市規則第 1 号）
- 大和郡山市開発指導要綱（平成 2 年 3 月大和郡山市告示第 43 号）
- 大和郡山市文化財保護条例（昭和 49 年 3 月大和郡山市条例第 3 号）
- 大和郡山市文化財保護条例施行規則（平成 31 年 4 月大和郡山市規則第 10 号）

- 大和郡山市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月大和郡山市条例第 21 号）
- その他、本事業の業務に関する関係条例等

4. 3 各種基準等

(1) 調査、設計及び施工関連基準

- 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- 公共建築工事標準仕様書
（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 公共建築改修工事標準仕様書
（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 公共建築設備工事標準図
（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築物の構造関係技術基準解説書
- 敷地調査共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築工事設計図書作成基準
- 建築設備計画基準及び同要領
- 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 官庁施設の設計業務等積算基準
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 公共建築工事積算基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）
- 建築工事監理業務委託共通仕様書
- 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 昇降機技術基準の解説
- (2) 施工関連資料
 - 建設工事安全施工技術指針
 - 建築設備耐震設計・施工指針
 - 建築物解体工事共通仕様書
- (3) 保全関連基準
 - 建築保全業務共通仕様書
 - 建築保全業務積算基準
- (4) 建設リサイクル法関連資料
 - 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（営繕）について
 - 再資源化等及び再生資源活用工事実施要領 土木 について
 - 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- (5) 維持管理運営関連資料
 - 地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き
 - 官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項
 - 指定管理者制度活用のためのガイドライン
- (6) その他の各種の規準、指針等
 - 建築工事標準仕様書／同解説
 - 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
 - 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
 - 建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編
 - 建設副産物適正処理推進要綱
 - 建設リサイクルガイドライン
 - 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
 - 公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画
 - 日本産業規格（JIS）
 - 電気設備に関する技術基準を定める省令
 - 社団法人日本電機工業会標準規格（JEM）
 - 天井等の非構造材の落下事故防止ガイドライン
 - 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - 擁壁設計標準図
 - 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について
 - 駐車場設計・施工指針同解説
 - 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月）
 - その他関連する基準及び指針等

5 著作権・特許権等の使用

5. 1 著作権

市が示した資料の著作権（著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利）は市に帰属し、応募者、事業者が提出する書類の著作権は、応募者、事業者に帰属する。ただし、市が必要と認めるときには、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、応募者、事業者の提出書類については返却しない。

市は、設計図などの成果物を自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は市の委託した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。

事業者は、その作成する成果物が、成果物を要求水準書に記載する等の方法で市が事業者に示した方法で使用するについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証すること。

5. 2 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を事業者が負担する。

6 個人情報の保護及び秘密の保持

事業者は、業務を実施するに当たって知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を関連法令に準拠して講じること。また、業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

なお、事業者は、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

7 要求水準の変更

7. 1 要求水準の変更事由

市は、次の事由により必要と認めたときは、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

- ① 法令、条例、指針等を含む関係法令等の改正に伴い、業務内容の変更が必要と認められるとき。
- ② 災害や事故等により、特別な業務の実施又は業務内容の変更が必要と認められるとき。
- ③ 社会情勢の変化のほか、市及び事業者並びに本事業を取り巻く環境や状況の変化等に伴い、要求水準の変更が必要と認められるとき。

7. 2 要求水準の変更手続き

市は、要求水準の変更が必要になったときは、事前に事業者に通知するものとする。

要求水準書の変更に伴い、事業者に支払う対価を含め、事業契約書の変更が必要となる場合は、契約変更を行うものとする。

8 経費の負担

市及び事業者の経費負担区分は以下のとおりとする。

光熱水費の支払方法については、市が供給事業者と契約し、市が供給事業者に支払うことを想定している。

事業者は、本事業の維持管理・運營業務において、積極的に省エネルギー及び省資源に取り組み、事業者が提案時に想定する使用量を上回ることをしないよう努めること。

(1) 市が負担する経費

① 燃料費及び光熱水費。ただし、事業者の収益的事業に要する費用を除く。

(2) 事業者が負担する経費

① この事業に従事する事業者の使用者（事業者の委託を受けてこの事業に従事する者及びその使用者等を含む。以下、「従事者等」という。）の人件費、福利厚生費等

② 従事者等に支給する物件被服類、安全衛生器具、業務従事者が使用する消耗品等

③ 従事者等に支給する交通費、宿泊費、通信運搬費、その他費用弁償等

④ 受託業務に伴い利用者又は第三者に生じた損害の賠償等に要する費用。ただし、事業者の責に帰さないものを除く。

⑤ 残骨等の処理に要する費用

⑥ 事業者の収益的事業に要する燃料費及び光熱水費

⑦ 本施設及び周辺施設の運営及び維持管理に要する消耗品費、備品費、材料費、役務費、修繕費、通信運搬費、保険料等一式。ただし、燃料費、光熱水費を除く。

⑧ 協議書、報告書、その他提出書類の作成に要する費用

⑨ 火葬炉関連設備の清掃、維持管理、修繕等に要する費用（大規模・中規模修繕に要する費用を含む。）

⑩ 外構・植栽・周辺施設の清掃、維持管理、修繕、更新等に要する費用

⑪ 慰霊碑・愛玩動物慰霊碑における慰霊祭事に要する費用

⑫ 上記のほか、本施設及び周辺施設の管理運営に要する費用

9 燃料等備蓄、災害時の対応

本施設では、大規模災害発生時において、大規模災害により被災した他の市区町村が遺体の火葬を行うことが困難となった場合において、奈良県内及び県外の他の火葬場と連携して広域火葬に対応する。この方針を踏まえて、事業者は、次のように対応すること。

9. 1 平常時の対応

(1) 事業継続計画の立案

大規模災害が発生した場合に備えた事業継続計画書を、供用開始前までに作成し、市の承認を得ること。

(2) 資機材の準備等

災害発生時にインフラ等が遮断された場合を想定し、必要な資機材の常備に関する基準を事業継続計画に盛り込み、市の承認を得てこれを実施すること。

9. 2 災害発生時の対応

事業者は、災害発生時において市より要請があった場合は、業務時間の延長や他施設への火葬

要員の派遣に協力すること。詳細については、第5章1. 8「災害発生時の対応」を参照すること。

1 0 地域貢献への取り組み

事業者は、本事業に関して、市での積極的な雇用促進や地域企業の活用などを行い、地域経済への貢献に努めること。

1 1 事業期間終了時の引継ぎ等

(1) 事業期間終了時において求められる要求水準は、次のとおりとする。

- ① 本施設の全体について、著しい損傷がなく、本要求水準書で示した性能が発揮される状態であること。ただし、性能及び機能を確保することができる限り、経年による劣化は許容するものとする。詳細については、第4章1. 10「事業期間終了時の対応」を参照すること。
- ② 本施設の全体について、事業期間終了後少なくとも2年以内は修繕又は更新を必要としないと見込まれる状態であること。

(2) 市は、事業期間終了前3年の間に、本施設が(1)の水準を満たすことが見込まれるか否かについて判定するものとする。この場合において、事業者は、所定の期限までに、所定の方法にて必要な検査を行い、報告書を作成して市に提出するとともに、市の判定作業に協力しなければならない。

(3) 事業者は、本業務の引継ぎにあたっては、事業者の責任において、市又は後任の事業者が支障なく業務を遂行できるように、委託期間満了後であっても合理的な範囲で、必要な支援を行わなければならない。

1 2 本要求水準書に記載のない事項

本要求水準書に記載のない事項は、関係法令等を遵守したうえで、事業者の提案によるものとする。

第2章 施設の機能及び性能に関する要求水準

1 基本要件

1. 1 施設要件

本事業における施設要件は、次のとおりとする。

項目	要求水準
構造	構造については、要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねる。 地上2階建て (2階は火葬炉設備等の設置に用途を限定。利用者供用は1階部分のみ)
延床面積	1,330.75 m ² 程度
火葬炉数	人体炉4炉、動物炉1炉
構成諸室	エントランスホール 1室 お別れ兼収骨室 2室 火葬炉室 1室 動物火葬炉室 1室 (火葬炉室と兼用も可) 機械室 1室 事務室 1室 待合室 1室 キッズスペース 1室 授乳室 1室 受付ホール 1室 告別ホール 1室 遺族控室 2室 宗教者控室 1室 他
業務時間	午前8時30分から午後5時15分 ただし、告別室等において通夜式が挙行される場合は、通夜式の会葬者の退場後、駐車場を閉鎖するまでとする。 その他、市において必要があると認めるときは変更する場合がある。
休業日	1月1日及び1月2日 (施設整備等のための休業は原則として認めない。)

1. 2 敷地条件

(1) 基本事項

事業用地の概要は以下のとおりである。なお、本事業は施設を運用しながらの施工となるため、工事施工にあたっては施設の性質を十分に考慮し、施設利用者等のほか、近接する周辺住民への影響にも十分に配慮しながら適切に施工すること。また、周辺住民に特に大きな影響（顕著な騒音、振動、粉塵、悪臭が発生するものや、通行制限等を伴うもの）を与える恐れのある作業を行う場合は、概ね14日前までにその旨市に通知し、その方法について事前協議を行うこと。

<火葬場>

項目	内容
建設予定地	奈良県大和郡山市九条町 1051 番地
敷地面積（概算）	4,700 m ² （南側法面部分を含む）
都市計画区域	都市計画区域内 第1種住居地域
都市施設の位置指定	本事業において指定手続きを行う（火葬場）
建蔽率・容積率	60% ・ 200%
高さ制限	道路斜線 1.25 、 隣地斜線 1.25 、 15m高度地区

<周辺施設>

項目	内容
敷地面積（概算）	・ 児童公園 : 250 m² ・ 多目的グラウンド : 1,200 m² ・ 多目的球技場 : 1,130 m²（南側法面部分を含む） ・ 既設慰霊碑 : 80 m² （資料1－1「敷地図」参照）

(2) 測量

資料2－1「事業用地測量図」を参照すること。

(3) 地質及び地盤

資料3－1～3「地質・地盤調査の結果」を事業者の判断にて、必要に応じて参照すること。
また本事業にて、事業者において必要な地質調査を行うこと。

1. 3 インフラ条件

本事業の実施に必要なインフラ整備は、事業者にて実施すること。なお、下表事項を参考とし、事業者の判断と責任において各設備管理者に確認すること。また事業者にて敷設を行った配管等の地中埋設物については、その経路及び深度を示す図面を市へ提出すること。

項目	内容
上水道	現施設で使用しており整備されている ※建て替えに支障のある部分は移設を事業者の負担で行い、関係機関の検査を受けること
汚水・雑排水	構内下水道施設に接続し放流すること ※建て替えに支障のある部分は移設を事業者の負担で行い、関係機関の検査を受けること
雨水	構内排水枥から放流すること ※既設雨水配管の変更を行う際は周辺施設への支障がないよう、敷設替えを行うこと
電気	現施設で使用しており整備されている
電話等通信	現施設で使用しており整備されている
都市ガス	施設整備に合わせて使用可能となるよう調整

2 施設計画

2. 1 基本方針

本施設は、以下の 4 つの基本方針のもと、「大和郡山の自然と歴史に包まれたお別れの場にふさわしい豊かな空間づくり」を目指す。事業者は、この基本方針を十分に踏まえた施設を提案すること。

(1) 誰もが利用しやすく、最後のお別れの場にふさわしい火葬場

人生の終焉の場としてふさわしい厳かな空間を確保し、心静かに故人を偲び、別れのときを静かに感じられるよう、遺族や会葬者の動線と諸室の配置に配慮する。さらに、利用する高齢者等にもやさしいデザインを取り入れた火葬場とする。

(2) 省資源・省エネルギーに配慮した環境にやさしい火葬場

環境性能の優れた火葬炉設備により環境への影響を低減するとともに、省資源・省エネルギーに対応する。さらに、周辺環境に調和した空間作りで地域に受け入れられる火葬場とする。

(3) 災害に強い火葬場

非常時のバックアップに必要な設備機器を設置し、災害時にも対応できる火葬場とする。

(4) 経済性に優れ、長く安定的な運営ができる火葬場

管理運営がしやすい効率的なシステムを取り入れた火葬場とする。

2. 2 基本計画

施設の計画においては、以下の事項に留意すること。

(1) 本事業では、火葬設備については事業期間中を通じて 1 日も休止することなく、継続して供用し続ける方針である（毎年 1 月 1 日及び 2 日を除く。）。本施設の整備にあたっては、第 1 期工事において新火葬設備を含む施設の整備を行い、第 1 期工事完了後、部分使用により新火葬設備の供用を開始する。新火葬設備の供用開始までは現火葬設備を使用する。

(2) 新火葬設備の供用開始後、第 2 期工事として、現施設の南側部分を解体撤去し、敷地内通路の移設、第 2 期本体工事及び外構工事を行う。

(3) 現施設を開場しながらの本施設整備となるため、施設運用時の工事施工に際しては必要に応じて騒音の出る作業を一次休止する等、現施設の利用者の安全性を確保し、心情に十分配慮すること。

(4) 施設の意匠は過度な華美を避け、利用者があたたかく落ち着いた安らぎを感じられる色合いやデザインにするとともに、施設の耐用年数に照らし、経年による劣化が目立ちにくいものとする。

(5) 施設の構造は、メンテナンスや修繕が容易に行えるものとする。天井ダクトや配管等のメンテナンスに備え、作業足場を十分に確保するとともに、機器の搬入出が容易に行えるよう配慮すること。

(6) 施設の構造は、少人数の職員で全体を管理できるよう事務室の配置や職員の動線確保などについて考慮するとともに、ビデオカメラの導入やインカム装着などを検討すること。なお、受付や待合室、動物火葬受付等に常時職員を配置することは求めない。呼鈴等を適宜配置し、必要に応じて職員が対応できるよう、工夫すること。

(7) 設備の更新・修繕等に係る利便や費用負担の抑制に資するため、設備機器はできる限り入

手容易で代替品の豊富なものを用いること。

- (8) 施設の性質を鑑み、霊柩車等停車位置からの動線を含む歩行者動線部分については、経年により凹凸や水溜まりが生じないように構造を工夫すること。
- (9) 事業用地は住宅地に近接していることから、周囲に過度の影響を及ぼさないよう騒音・振動・粉じん等の悪影響を抑止する措置を十分に講じること。また、作業の日程・作業時間等については定められた基準を遵守すること。
- (10) 施設の運用面において、放送音や照明等により周辺住民に悪影響を及ぼさないよう、必要に応じて適切な対策を講じること。
- (11) 各インフラは現施設で使用するものとして整備されている。事業者の責任において各インフラの施設管理者に確認・調整し、整備するものとする。なお、負担金が生じる場合はその費用も本契約に含むものとする。

2. 3 仮施設設計画

(1) 仮設事務所棟

現施設北側部分解体後、新施設の竣工までの間は、事務所、トイレ、自動販売機設置場所、待合室等が使用できないため、その機能を備えた仮設建築物を現施設北側部分の解体撤去に先立って整備し、運用するものである。

- ① 仮設事務所棟の配置は、現施設南側部分との連携や一連の整備工事等に支障のない計画とすること。
- ② 仮設事務所棟は、断熱構造とし次の室と設備を備えるものとする。ただし、新旧施設において、工事期間中を通じて継続して利用を確保できる設備については、この限りでない。

ア 仮設事務室

床面積 20 m²以上とし、所定の明度の電灯のほか、両開きの採光窓 1 以上、ミニキッチン（流し台、給湯器）1、空調設備、電話回線整備、インターネット環境整備（L-GWAN 回線を含む）、事務机 2、事務椅子 2、更衣ロッカー2、電気ポット 1 のほか、事務所に通常必要と考えられる設備・備品を備えること。

イ 仮設トイレ

大便器を男子用 1 基、女子用 1 基、小便器を 1 基、水洗器具（手洗い場）を男女各 1 基設置すること。便器は温水洗浄式暖房便座とすること。

ウ 待合室

床面積 10 m²以上とし、空調設備、折り畳み式椅子を 6 基以上設置すること。

エ 飲料自動販売機設置場所

仮設事務所棟屋外に飲料自動販売機を 1 基以上設置し、運用すること。

(2) 仮通路・通路

建物配置の変更に伴い、現在の施設内通路は廃止し、新たに通路を整備する計画であるが、その位置は現施設南側部分と重なる位置を想定している。また、現在の敷地内通路についても、新施設と重なる位置を想定していることから、次のとおり仮通路を設置及び通路の移設を行い、既存駐車場へのアクセスを確保する。電柱等を撤去する際には、現施設、周辺施設、近隣住居への影響がないように対処すること。（資料 4-1 「仮通路・通路整備図」参照）

① 仮通路の設置

現施設北側部分の解体撤去工事が開始されるまでに、仮通路を整備する。

② 通路の移設

現施設南側部分が解体撤去された後に、新通路の設置及び仮通路の撤去を行う。

(3) 上水道設備の移設

本施設の整備に伴い、現施設の敷地内に敷設されている上水道設備（本管）については、建物の配置を変更することに伴い、敷地内の他の場所に移設することとなる。工事工程の都合上、まずは仮設上水道設備を整備して一時的に設備を移設し、移設後の上水道施設に干渉する部分の工事竣工後に、上水道設備を整備し、改めて仮設設備から移設することとなる。（資料５－１「上水道設備移設図」参照）

なお、施工に際しては、事前に施工内容について関係機関と事前協議を行うこと。また、施工後には、検査を受けてその承認を得ること。

(4) 下水道設備の移設

本施設の整備に伴い、現施設の敷地内に敷設されている下水道設備（本管）については、建物の配置を変更することに伴い、施設内の他の位置に移設することとなる。移設する下水道本管に接続している他敷地に与える影響が最小限となるよう、工事計画を検討すること。（資料６－１「下水道設備移設図」参照）

なお、施工に際しては、事前に施工内容について関係機関と事前協議を行うこと。また、施工後には、検査を受けてその承認を得ること。

2. 4 事業スケジュール

本事業の事業実施スケジュールは次のとおり予定している。

なお、建設工事請負契約については、各工事に係る設計が完了し費用が確定した後に締結するが、工期短縮の必要から、仮設工事等（仮設事務所棟設置、仮通路設置、仮設上水道設備の整備、下水道設備移設をいう。）、現施設北側部分解体撤去、本体工事等（第１期工事、現施設南側部分解体撤去、新通路の設置、仮通路撤去、上水道設備の整備、第２期工事、外構工事、児童公園再整備をいう。）の３件に分割し、契約を締結し、施工する方針である。

事業内容	予定時期
基本契約の締結	令和７年２月
設計業務委託契約の締結 ※仮設工事等、現施設北側部分の解体撤去及び本体工事等の設計並びに地質調査	令和７年２月
設計業務	令和７年２月～１２月
工事監理業務委託契約締結	令和７年７月
仮設工事等請負契約の締結	令和７年７月
仮設工事等	令和７年７月～１２月
現施設北側部分解体撤去工事請負仮契約の締結	令和７年１０月
現施設北側部分解体撤去工事請負契約の締結（議決）	令和７年１２月
都市計画決定（都市施設の指定）	令和８年２月
現施設北側部分解体撤去工事	令和８年１月～６月
建設工事等（本体工事等）請負仮契約の締結	令和８年４月
建設工事等（本体工事等）請負契約の締結（議決）	令和８年６月

第 1 期工事	令和 8 年 7 月～令和 9 年 4 月
指定管理者の指定（議決）	令和 9 年 3 月
新施設第 1 期工事部分建築確認仮使用認定	令和 9 年 4 月
維持管理・運營業務委託契約の締結	令和 9 年 4 月
新施設第 1 期工事部分供用開始	令和 9 年 6 月
現施設南側部分解体工事	令和 9 年 6 月～10 月
施設内通路整備工事	令和 9 年 10 月～12 月
第 2 期工事	令和 10 年 2 月～10 月
外構工事	令和 10 年 10 月～12 月
新施設第 2 期工事部分供用開始	令和 11 年 1 月
仮設事務所棟解体撤去	令和 11 年 1 月
児童公園再整備	令和 11 年 2 月～3 月
施設整備事業の完了	令和 11 年 3 月
維持管理運営期間	令和 9 年 6 月～令和 24 年 3 月
事業の終了（維持管理運営期間：約 15 年間）	令和 24 年 3 月

3 事業用地等整備要件

3. 1 動線計画

- (1) 動線は、霊柩車到着、遺体搬入、告別、納棺、待機、収骨、退場など、連続する葬儀の流れを考慮し、会葬のスムーズな進行を確保するとともに、遺族及び会葬者のプライバシーに配慮した計画とすること。
- (2) 霊柩車、遺族及び会葬者、動物火葬利用者、業務関係者の目的別に動線を明確にすること。
- (3) 告別式・通夜等の弔問客の動線計画については次の点を考慮すること。
 - ① 告別ホールに入室できない弔問客が、受付ホール内で着座又は立位で待機できる動線計画とすること。
 - ② 弔問客が告別ホールに順次入室、弔問・焼香、退室できる動線を確保すること。
 - ③ 施設定員を超える弔問客があったときには、屋外（建物南側歩道部分等）に弔問客が待機する場合を想定した動線計画とし、屋外待合スペースを計画すること。

3. 2 配置計画

- (1) 周辺環境との調和、利用者の利便性、ニーズ、動線等を考慮したものとする。
- (2) 周辺からの景観について配慮し、適切な配置を提案すること。
- (3) 管理事務室は、敷地内における会葬者の出入り、葬送の動線が把握でき、火葬許可証の受取りがしやすい位置に設けること。

3. 3 外構計画

- (1) 周辺の自然景観との調和を図ること。
- (2) 敷地内空地は原則として、緑化等により良好な環境とすること。敷地内の植栽は管理しやすい植栽を選定すること。
- (3) 利用者のプライバシー保護のため、窓や扉など、建物のうち内部が見渡せる部分や、柵の

搬入を行う車寄せ部分については、植栽や構造物等を用いて適宜目隠しを施すこと。なお、詳細については、協議により決定するものとする。

- (4) 危険物や電気設備等については外部と隔絶し、第三者の進入等を防ぐことにより、不慮の事故等の発生を防止すること。なお、詳細については、協議により決定するものとする。
- (5) 敷地南側は急傾斜の法面になっているため、必要箇所にはフェンスや転落防止柵等を設置するなど、対策を講じること。
- (6) 散水チューブの設置、雑草繁茂防止のための樹皮堆肥の敷設等の管理上の工夫を図ること。
- (7) 施設の性質・外観に相応しい植栽を適宜配置すること。
- (8) 外構・景観計画は、地形や植生の保全に配慮しつつ、造成計画、建築物の配置及びデザイン、緑化計画、その他の外構を含め総合的に計画を行い、周辺に調和した景観形成を目指すこと。
- (9) 周囲からの景観に配慮した植栽やフェンス等を計画すること。
- (10) 外灯は、自動点灯・消灯及び時間点灯・消灯が可能な方式とすること。
- (11) 整備予定の敷地内通路は、駐車場入り口部分で敷地内歩行者通路と交差している。周辺設備においては、必要な事故等防止策を講じること。なお、その方法・仕組み等については、事業者の提案とする。
- (12) 新たに設置する敷地内通路と建物の間の敷地については、歩道部分と車道部分を分離のうえ、次の用途を想定している。ただし、各用途用について必ずしも専用スペースを求めるものではなく、また、北側駐車場の一部を使用することで代用することも可とする。歩道部分と車道部分の分離については十分な安全対策を講じることとし、具体的な配置や敷地の利用方法については、事業者の提案とする。
 - ① 歩道部分
 - ア 歩道
 - イ 屋外待合スペース
 - ② 車道部分
 - ア 霊柩車の停車場所（柩の搬入場所）
 - イ マイクロバス乗降スペース
 - ウ 車両転回スペース
 - エ 障害者用駐車スペース
 - オ 夜間の駐車場閉鎖後における遺族等の自家用車等駐車スペース
- (13) 駐車場は業務終了後（通常は 17：15。ただし、通夜が執り行われる場合はその弔問客の退場後。）に閉鎖することとし、駐車場内での非違行為や、設備の損壊等に備えるため、監視カメラの設置その他の必要な措置をとること（費用については事業者の負担とする。）。その方法・仕組み等については、事業者の提案とする。

4 建築施設整備要件

4. 1 構造計画

(1) 耐震性能

施設の構造については、「官庁施設の総合耐震計画基準・対津波計画基準」及び同解説に基づ

き、次のとおりとする。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

(2) 施設の耐久年数

本施設の建築物（主に躯体）の耐用年数を 50 年以上とする。個々の部位、部材、設備、部品等については、事業者は十分な機能を確保できるよう、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく材料の選択をし、施設保全を考慮した施設の設計を行うこと。また、使用期間中に、火葬炉を含む施設内の機器が更新されることを配慮した施設とすること。

(3) 汎用性・可用性の確保

本施設の設備、備品等については、美観性、機能性、経済性、統一感の確保のほか、故障・損傷時における修繕や更新が、速やかに、比較的容易に、かつ、将来にわたりできる限り末永く実施できるよう、留意して選定すること。

(4) その他

本施設は、第1種住居地域に位置しており、施設西側には住宅が近接している。また、敷地内には周辺施設として、児童公園、多目的グラウンド、多目的球技場を併設し、かつ、体育館（地域スポーツ施設）とも隣接しており、地域住民を含め、多数の利用者を擁している。これらの状況を踏まえ、施設整備・管理運営に当たっては、次の点に特に留意すること。

- ① 近接する住宅や、近隣住民に対して、騒音、光害、悪臭等の被害を及ぼさぬよう特に注意すること。また、建物等の設計・整備の際には、施設が住宅地に居住する住民等に与える視覚的影響にも十分考慮すること。
- ② 周辺施設利用者等に交通事故等の被害が生じぬよう、対策を十分に講じること。
- ③ 本施設の敷地は、周辺の道路や住宅より比較的低い位置にあり、周囲から見下ろされる位置関係にある。このことを踏まえて、遺族・弔問者等のプライバシーの確保にも十分配慮すること。

4. 2 仕上計画

- (1) 建築意匠の計画に当たっては、華美を避け、風土や周辺環境との調和に十分配慮し、施設計画の基本方針の「人生終焉の場」として相応しいものとする。
- (2) 維持管理に留意し、清掃や管理を行いやすい施設となるよう配慮すること。
- (3) 内外装に使用する材料は、ホルムアルデヒド等の有害物質が発生するおそれのあるものを避け、断熱方法・工法にも十分配慮しながら、建物の耐久性を高めること。
- (4) 仕上げの選定に当たっては、第1章4. 3「各種基準等」に示す建築設計基準及び同解説に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とすること。
- (5) エントランス、告別ホール、収骨室、トイレ等多数の利用者が利用する場所の仕上げには、葬送の場にふさわしい材料を使用すること。また、床は滑り止めの加工を施すこと。
- (6) 会葬者等の目に触れることとなる設備は、機能性だけでなく、意匠性にも配慮すること。
- (7) 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。

- (8) 本施設の西側に位置する住宅地は、本施設より地盤が高く、当該住宅地からは、本施設の屋根を見下ろす位置関係にあることから、その視覚的影響にも留意し、屋根の構造、色彩等について、景観に配慮したものとする。

4. 3 サイン計画

施設案内板や室名札等のサインは、設置位置やデザインについて、利用者の目に留まりやすく、文字が判読しやすいものを採用すること。また、各室の使用目的や使用条件を考慮し、それぞれの空間構成にふさわしい文字の大きさ、書体、色彩を踏まえたユニバーサルデザインとして計画とすること。

第1期工事部分の部分使用による供用開始後、第2期工事部分の供用開始までの期間についても、利用者の利便性や安全に配慮し、臨時のサインを計画すること。

5 施設構成及び諸室要件

本事業で整備する新火葬場施設の区分は、次の部門を基本とする（周辺施設は別途。）。次に示す他、必要な施設及び施設の詳細については事業者の提案によるものとする。

区分	諸室
エントランスゾーン	車寄せ、エントランスホール、受付、風除室
待合ゾーン	待合室、キッズコーナー、授乳室、トイレ、自動販売機設置場所、倉庫 等
火葬ゾーン	お別れ兼収骨室、火葬炉室（及び動物火葬炉室）、火葬炉監視室、残灰・飛灰室、機械室、電気室、発電機室、倉庫、動物火葬受付 等
告別ゾーン	受付ホール、告別ホール、遺族控室、宗教者控室、給湯室、シャワールーム、倉庫 等
管理者ゾーン	事務室、従事者休憩室、倉庫・書庫 等
屋外付帯施設	門扉・フェンス・植栽、屋外待合スペース、喫煙スペース、施設内通路、歩道、霊柩車停車スペース、夜間遺族駐車スペース、慰霊碑・動物慰霊碑、屋外トイレ 等

5. 1 平面計画

- (1) 周辺からの視線に配慮し、機械室を除き1階建てとし、極力高さを抑えること。
- (2) 遺族や会葬者等のプライバシーに配慮した計画とすること。
- (3) 平面構成は、高齢者や障害者をはじめ、すべての利用者が障害なく利用できるものとし、わかりやすい案内表示により、会葬者等の誘導を図ること。
- (4) エントランス到着から告別、待合、収骨に移動する会葬者等同士及び作業員等との動線の交錯がなく、管理運営上も効率的な動線となるよう配慮するとともに、会葬者等にとってわかりやすく明快な動線計画、意匠計画とすること。
- (5) 時間外における告別ゾーン及び待合ゾーンの使用を想定し、施設の施錠や機械警備が行える構造とすること。
- (6) 動物火葬炉及び動物火葬受付は、人体火葬にかかる利用者の動線と交錯しないものとし、

動物火葬受付は一般会葬者等の出入口とは別に設けること。動物の死体等が遺族や会葬者等の目に触れないように配慮すること。

- (7) 施設の長寿命化を踏まえ、設備等の更新、修繕が行いやすい計画とすること。
- (8) 諸室等は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類のスペース及び機器類の交換・保守点検に必要な空間を含め、各施設の立体的な空間の繋がりにも配慮して計画すること。
- (9) 搬入車の経路、バックヤードは会葬者等から見えないよう配慮すること。

5. 2 エントランスゾーン

(1) 車寄せ

- ① 霊柩車が建物の柩搬入口（利用者の出入口と共用で差し支えない。）付近に横付けできる乗降スペースを設けること。降雨時においても雨水に濡れることなく柩を搬入できるよう庇等を設けること。
- ② マイクロバス等の乗降者がスムーズに入退場できるように乗降スペースを設けること。雨天時においても雨水に濡れることなく入退場できるよう考慮すること。車椅子等の通行にも配慮したつくりとすること。
- ③ 庇等の高さや大きさについては、採光が十分に確保されるよう、設計や採用する材質等に十分に留意すること。
- ④ 車寄せ周辺の路面については自然石舗装の敷設を行う等、火葬場施設の意匠に合わせた舗装材を採用すること。
- ⑤ 歩道を設置し、歩行者の安全を確保すること。
- ⑥ 車両及び会葬者等が迷わないような適切な誘導表示を行うこと。
- ⑦ 火葬集中日においても乗降に支障のないスペースを確保すること。

(2) エントランスホール

- ① 来場者に印象を決定づける重要な場所であることから、機能性のみでなく、遺族及び会葬者の心情に配慮し、落ち着いた安らぎを感じられる空間となるよう工夫すること。
- ② 会葬者等の主出入口とし、玄関口には風除のためのスペース・設備等を設けること。
- ③ 一時的に多数の会葬者等が集中することを考慮した計画とすること。
- ④ 会葬者等にわかりやすい案内表示を行うこと。
- ⑤ エントランスホールや受付窓口への案内職員の常時配置は求めない。受付窓口等に呼鈴等を設置し、利用者からの求めがあった場合に対応する仕組みで可とする。ただし、霊柩車到着時においては、職員が応対し必要な案内を行うものとする。来場者の把握については、テレビカメラや人感センサーを利用するなど、適宜工夫すること。

(3) 受付

第2章5. 6「(1)事務室」を参照。

5. 3 待合ゾーン

会葬者等が比較的長い時間を過ごす場合にも対応できるよう、落ち着いたゆとりのある空間とすること。

(1) 待合室

- ① 施設利用者の誰もが利用できるオープンな待合スペースとすること。

- ② 定員は概ね 30 名程度とすること。
- ③ 玄関口からの風や冷氣、熱気等の防除に配慮すること。
- ④ 椅子やソファ、テーブルセット等を定員分レイアウトし、ゆとりを持った空間とすること。
- ⑤ テレビ等の設置スペースを計画すること。
- ⑥ 待合室等への案内職員の常時配置は求めない。受付窓口等に呼鈴等を設置し、利用者からの求めがあった場合に対応する仕組みで可とする。

(2) キッズコーナー

- ① 怪我や事故等が起こらないように安全性や外部からの視認性に配慮すること。
- ② 必要な遮音性を確保すること。

(3) 授乳室

- ① 外部から室内が見えないように配慮すること。
- ② 椅子、おむつ替えベッド、手洗い等、授乳に必要な設備を設置すること。

(4) トイレ

- ① 男・女各トイレ、多目的トイレ、屋外トイレ（周辺施設等利用者用）を設ける。
- ② 便器等の設備は、施設運営に適切な数量を設置すること。
- ③ 大便器は全て洋式・温水洗浄付き暖房便座とし、便座消毒液塗布装置、擬音装置を設置すること。
- ④ 各トイレに設置する手洗いは、原則として自動水栓機器とし、停電時にも使用できること。
また、ハンドソープディスペンサを設置すること。
- ⑤ 各衛生器具については、清掃や点検整備の費用負担に配慮した機器を選定するとともに、大便器については詰まり等が生じた際に対応できる機器を選定し、污水配管の構造について工夫すること。
- ⑥ 各衛生機器については、停電時の対応を考慮すること。
- ⑦ 多目的トイレ及び屋外トイレには、手すり、非常用ボタンを設置し、事務室にブザーを適宜設置すること。
- ⑧ 多目的トイレは、オストメイトにも対応できるものとすること。
- ⑨ 多目的トイレには、多目的シートを設置するほか、乳幼児への配慮等、多様性のある構成となるように配慮すること。
- ⑩ 本施設に屋外トイレを設置すること。屋外トイレは、大便器 1 基と手洗器を設置し、閉館時も含めて屋外から直接出入りできるが、セキュリティ上の理由から施設内への出入りはできない構造とすること。
- ⑪ トイレブースは非常時に外部から開放できる構造とすること。

(5) 自動販売機設置場所

- ① 飲料の自動販売機を 1 基以上設置すること。なお、設置する自動販売機のうち少なくとも 1 基分については、施設閉館時においても、周辺施設利用者が自由に利用できるよう、屋外で庇等により雨天時にも降雨の影響を受けない場所に設置すること。

(6) 倉庫

- ① 必要な備品等を保管する倉庫を、適宜設置すること。

5. 4 火葬ゾーン

(1) お別れ兼収骨室

- ① お別れ室、収骨室の機能が一体となった部屋を人体炉 2 炉につき 1 室ずつ設置すること。
- ② 機能性だけでなく、自然光を取り入れるなど、遺族の心情にも配慮した、落ち着いた空間とすること。
- ③ 必要な案内表示を行うこと。
- ④ 遺族や会葬者が柩を囲み、最期のお別れをし、柩の炉入れを見送れる構造とすること。
- ⑤ 特定の宗教や宗派の様式に偏らないように配慮し、各種宗教や宗派に対応できるよう祭壇等必要な備品一式及び手洗器を各室に設置すること。
- ⑥ 清潔を保つため、焼香の煙を適切に除去し、臭気や汚れの付着に対し十分な対策を行うこと。
- ⑦ 高齢者や障害者に配慮し、椅子等を用意すること。
- ⑧ 火葬集中日においても、他の利用者や従業員の動線との交錯が極力避けられること。
- ⑨ 柩を運搬車から炉内台車へ乗せ換える作業や運搬車の移動等を円滑にできる十分なスペースを確保すること。また、広さに見合った天井高を確保すること。
- ⑩ 床材は、運搬車及び炉内台車の重量に十分耐えられる材料を使用すること。
- ⑪ お別れの場にふさわしい空間となるよう、トップライトの設置の検討、天井の高さ等の工夫を図るとともに、必要な防音構造とすること。
- ⑫ 炉前化粧扉は遺族及び会葬者の心情に配慮した美観と材質を考慮した設備とし、建築意匠設計により、室内意匠と調和させること。
- ⑬ 遺族及び会葬者が安全に収骨を行えるつくりとすること。
- ⑭ 焼骨の取り違い等の事故を防止する工夫を施すこと。

(2) 火葬炉室（及び動物火葬炉室）

- ① 各設備の保安全管理や更新を踏まえた計画とすること。
- ② 火葬炉など機器の配置について、メンテナンス等に必要な間隔を十分にとること。
- ③ 火葬炉室及び機械室 2 階部分への大型機器の搬入に必要な経路や大型開口部の設置など、メンテナンスを想定して建物構造について工夫すること。また、開口部には、転落防止柵や荷物引上げ用の電動ウインチを設置するなど、作業員の安全確保や負担軽減に資するための工夫を施すこと。
- ④ 炉前冷却室（前室）は、残骨等の清掃における作業員の作業スペース等を十分に考慮したつくりとすること。
- ⑤ 火葬炉の排気口は、周辺住居から見えないように配慮すること。
- ⑥ 台車等の保管や整備、材料等の保管等の作業スペースを十分に確保すること。
- ⑦ 棺運搬車は使用しやすく目立たない位置に格納する空間を確保すること。
- ⑧ 火葬業務に従事する従事者の健康管理に留意し、吸音、換気や空調、騒音・振動・温湿度等に十分に配慮し、良好な労働環境を保つこと。
- ⑨ 動物火葬炉に死体保管用の冷蔵庫（大型犬にも対応可能なもの。）を設置すること。
- ⑩ 動物火葬炉室を人体火葬炉室と兼ねる場合は、残灰や集じん灰等が混ざらないよう、系統を完全に分離すること。また、設備の維持管理等に用いる機器等についても、合理的な範囲で区別すること。

(3) 火葬炉監視室

- ① 火葬炉の運転状況等を管理するため、火葬炉室内を見渡せる配置とすること。事業者の運営

体制の提案により、事務室内に併設することも可とする。

- ② 各炉の稼働状況、運転データや排ガス性状態を監視・記録する中央監視設備を設置すること。
- (4) 残灰・飛灰室
 - ① 集積した収骨灰・集じん灰は、人体と動物で完全に区分して、一時保管すること。
 - ② 排出の際に、遺族、会葬者等の目に触れることのないような計画とすること。
- (5) 機械室
 - ① 施設内の空調・換気設備を設置するための部屋を整備すること。
- (6) 電気室
 - ① 施設内に必要な電気を受変電・配電するために必要な設備を設置するための部屋を整備すること。屋外キュービクルを設置し受電を行う場合は、館内での室の整備を要しない。
- (7) 発電機室
 - ① 非常用発電設備を設置するためのスペースを確保すること。屋外設置の場合は、館内での室の整備を要しない。
- (8) 倉庫
 - ① 火葬に必要な道具類、消耗品類、清掃用具等を会葬者等の目にふれないように保管する倉庫を必要数設けること。
 - ② 道具類の清掃のための流し等も必要に応じて設けること。
 - ③ 柩運搬車（予備用を含む）、炉内台車運搬車（予備用）、火葬炉備品等を保管する収納庫を確保すること。
 - ④ 倉庫のうち 1 室については、遺体保冷設備（汎用品・2 体用）を格納することにより、遺体保管庫（2 体分）に転用できるよう、換気、給電、排水（ドレン）、柩の動線等を考慮し、これに対応した構造とすること。また、遺体保冷設備の搬入出、清掃等が十分行えるよう、配置やスペースの確保に留意すること。
- (9) 動物火葬受付
 - ① 動物火葬の受付、利用料金の徴収を行う専用の室とする。
 - ② 受付の際、利用者が動物と告別するための簡易な礼拝設備（ミニ祭壇等）を設けること。
 - ③ 動物用の保冷库を設置すること。詳細は第 2 章 6. 2 「(6) ⑧動物用保冷库」を参照。
 - ④ 収骨は行わないものとして計画すること。
 - ⑤ 動物火葬受付には職員を常駐させず、窓口又は入口扉に呼鈴・インターホン等を設置して、利用者からの求めがあった場合に対応すること。

5. 5 告別ゾーン

- (1) 受付ホール
 - ① 受付ホールに弔問客用の受付（少なくとも 3 以上の窓口に各 2 名の受付人員を配置できるもの。）と、収容人員に応じた会葬者受付票記載台を設けること。
 - ② 受付ホールには、少なくとも 10 名以上の弔問客が着座で待機できる場所のほか、告別室に入室できない弔問客が立位で待機できる場所を可能な範囲で設けること。
 - ③ 受付ホールで待機する弔問客にも、告別室で執り行われる告別式等の音声聞き取れ、式の進行を把握できるよう工夫すること。
- (2) 告別ホール

- ① 受付ホールに着座で待機できる定員と合わせて、席数 70 席までの告別式・通夜等が行える構造とすること。
 - ② 厳粛かつ静寂な空間となるよう十分に配慮すること。
 - ③ 特定の宗教色を排し、宗派の如何にかかわらず対応できるよう配慮すること。
 - ④ 葬祭事業者が自社保有の祭壇等を適宜配置できるよう、必要なスペースを設けること。
 - ⑤ 告別式・通夜等に使用するための音響設備を整備すること。機器は、汎用性や操作性に優れ、故障や部品交換等に速やかに対応でき、長期的に使用できるものを選定すること。なお、具体的な製品等については、事業者の提案による。
 - ⑥ 映写装置やスクリーン等は設置しない（葬祭事業者の持ち込みとする）。
 - ⑦ 近隣の生活環境に悪影響を与えないよう、建物には、遮音性能や、遮光性能等を十分に確保すること。
 - ⑧ 照明設備は、一般的な室内照明のほか、告別等の儀式に必要と考えられるものを適宜整備すること。なお、具体的な製品等については、事業者の提案による。
 - ⑨ 上記のほか、記帳台、受付席など、告別式・通夜に必要な設備を配備すること。
- (3) 遺族控室・宗教者控室
- ① 和室を基本とし、1 室 8 人程度の収容が可能な部屋を 2 室以上、宗教者控室を 1 室設けるとし、仮眠にも対応できること。なお、床材は、い草の畳とすることは求めない。
 - ② 遺族控室については、2 室を合わせて 1 室として利用可能な仕組みとすること。
 - ③ クローゼット、洗面台、電源コンセント等を必要数設置すること。
 - ④ 座卓、座椅子、姿見、テレビ等の備品を必要数設置すること。
- (4) 給湯室
- ① 遺族控室を利用する遺族が使いやすい位置に設置し、電気ポット等の給湯器具、給茶用具、茶葉等を設置すること。
 - ② 給排水設備（シンク）、食器乾燥台、電源コンセント、換気扇、冷蔵庫、食器棚、ゴミ箱等を設置すること。
 - ③ 葬祭事業者が待合室の会葬者等に配食等を行うことを想定し、外部からの搬入動線及び弁当等の置き場所等を確保すること（告別ゾーン内の別の場所に確保しても差し支えない）。
- (5) シャワールーム
- ① 遺族が利用できる脱衣場を備えたシャワールームを 1 室以上設置すること。非常の際に管理者において外部から開錠可能な構造とすること。
- (6) 倉庫
- ① 備品・物品・清掃道具等を保管するための倉庫を設置すること。

5. 6 管理者ゾーン

会葬者等と管理者との動線を可能な限り分離すること。

良好な執務条件の確保、作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画、遮音性の高い快適な執務空間の創出、ゆとりのある作業スペースに留意して計画すること。管理諸室の配置、規模等については、業務運営上の必要性や動線を考慮したうえで、事業者の提案による。

(1) 事務室

- ① 火葬受付、火葬許可証の内容確認等を行うため、わかりやすく利便性のある位置に設けるこ

と。

- ② 受付窓口から事務室内部が見えないよう配慮すること。
- ③ 良好で作業効率の良い執務空間を目指し、コンパクトで遮音性が高くゆとりのある作業スペースとして計画すること。
- ④ 金庫を設置し、動物火葬の使用料金を管理すること。
- ⑤ 空調設備、防犯設備、監視カメラ、火災報知機等、監視及び制御を行うことができる設備を設置すること。
- ⑥ 受付窓口等に呼鈴等を設置し、利用者の求めに応じて職員が対応することとする。速やかに対応できるよう、職員の動線を考慮すること。

(2) 従事者休憩室

- ① 事務室と兼用とすることも可とする。
- ② 更衣室、シャワールーム、ミニキッチン、トイレなど、従事者の健全な労働環境確保のために必要な施設、設備を適宜整備する。更衣室、シャワールーム、トイレについては、性別の異なる従事者が勤務することも想定したつくりとすること。トイレについては、利用者用トイレを共用することも可とする。

(3) 倉庫・書庫

- ① 備品、消耗品等を収納し、また、運営に必要な書類、事業期間中に作成する書類等を保管するため、必要に応じて倉庫・書庫を設置すること。

5. 7 屋外付帯施設

(1) 門扉・フェンス・植栽

- ① 夜間や休業日においても周辺施設の利用が想定されることから、本施設はオープン外構を想定しているが、火葬設備や受電設備、都市ガス関連設備、自家発電設備、資材等の保管庫など、防犯・安全等の面で隔離が必要な設備については、柵やフェンス、錠付きの扉等で囲うなどして第三者の進入を防止すること。
- ② 本施設の窓、出入り口等の開口部や、利用者の動線等については、植栽や目隠しフェンス等を用い、施設利用者等のプライバシー保護に配慮した構造とすること。
- ③ 近接する周辺住宅からの視覚的影響を考慮し、適宜、植栽や目隠しフェンス等により目隠しを設けること。特に、本施設の西側に位置する住宅地は、本施設の屋根を見下ろす位置関係にあることから、屋根の構造、色彩等を含めた視覚的效果について考慮すること。
- ④ 植栽は、維持管理にできるだけ費用や手間のかからないものを選定すること。

(2) 屋外待合スペース

- ① 施設定員を超える弔問客があったときに、弔問客が待機する屋外待合スペースは、概ね 30 名前後の会葬者が、立位で無理なく待機できる広さを想定すること。
- ② 屋外待機スペースには、夏季における日射遮蔽や雨天時においても概ね降雨を凌げるよう、庇などを設けるものとする。
- ③ 屋外待合スペースから告別室までの動線については、霊柩車等、車両の動線との交錯を避けるなど、不慮の事故等が発生しないよう必要な措置を講じること。

(3) 喫煙スペース

施設内は禁煙とし、健康増進法に基づき受動喫煙の防止をした特定屋外喫煙場所を敷地内に

設けること。

(4) 施設内通路

- ① 施設内通路は幅員 6m とし、見通しの悪い部分については、必要に応じてミラー、警告灯等を敷設すること。

(5) 歩道

- ① 歩行者が通行する場所に歩道を整備すること。
- ② 歩道はバリアフリー構造とし、雨天時に水たまり等ができないよう工夫すること。

(6) 霊柩車停車スペース

- ① 霊柩車停車スペースは、火葬ゾーンに設ける柩搬入口付近に設けるものとし、棺運搬車への移行が容易にできるスペース及び柩搬入口までの動線を確保すること。
- ② 霊柩車停車スペース及び柩運搬車の動線は、雨天時においても雨水に濡れることがないように、庇等を設置すること。

(7) 夜間遺族駐車スペース

- ① 夜間の駐車場閉鎖後における遺族等の自家用車等駐車スペースは、3 台程度を想定すること。

(8) 慰霊碑・動物慰霊碑

- ① 火葬された者や、火葬された愛玩動物のための慰霊碑を、敷地内の来場者が自由に訪問できる場所に各々設置すること。ただし、ここでは残骨灰等の保管は行わない。
- ② 慰霊碑と動物慰霊碑の位置は、敷地内で相互に見渡すことができない場所に位置づけるものとする。なお、慰霊碑の配置や仕様は提案によるものとする。
- ③ 近隣住民等への配慮から、慰霊碑・動物慰霊碑は、敷地外から目に入りにくい場所に位置づけること。わかりにくい場所であってもよく、利用者の求めに応じて案内すれば足りる。

(9) 屋外トイレ

第2章5.3「(4) トイレ」を参照。

6 火葬炉設備要件

6.1 基本要件

(1) 設計要件

- ① ダイオキシン類、ばい煙、排水、悪臭、騒音等の周辺環境に十分配慮した設備とし、いかなる場合も無煙・無臭とすること。
- ② 高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有すること。
- ③ 省力化及び省エネルギー化に配慮した設備とすること。
- ④ 会葬者等の火傷防止等、安全に十分配慮した計画とすること。
- ⑤ 遺体の取扱いに十分配慮した設備とすること。
- ⑥ 火葬に係る作業全般において、快適で安全な作業環境を確保し、極力自動化を図ることによりコストの削減を図ること。
- ⑦ 労働安全、衛生に十分配慮した設備とすること。
- ⑧ 維持管理や将来のオーバーホール等が容易な構造とすること。
- ⑨ 災害発生時の対応を考慮した設備とすることとし、火葬開始後は、いかなる部位の故障があっても、当該火葬炉内で火葬を完了するよう計画すること。

- ⑩ 関係法令等に定めるもののほか、本要求水準書に記載する項目を満足する設備を設置すること。なお、詳細にわたり明記しないものであっても、この施設の目的達成上必要な機械、機構、装置類、材質等については、事業者が責任をもって完備すること。
- ⑪ 本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本施設の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ、管理運営経費の節減を十分考慮したものとする。
- ⑫ 使用材料及び機器は、すべて新品とし、日本産業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC規格）、日本電機工業会規格（JEM規格）に規格が定められているものは、原則としてこれらの規格品を使用すること。また、できる限り汎用品を用いること。
- ⑬ 維持管理・運営期間中は、すべての機器の性能及び能力を保証するものとする。
- ⑭ 維持管理・運営期間中に生じた設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速やかに補修、改造又は交換しなければならない。
- ⑮ 本要求水準書に記載された火葬・冷却時間、運転回数能力及び公害防止基準を遵守すること。

(2) 火葬計画

① 火葬件数の予測

事業期間中の年間火葬件数については、次のとおり予測している。

年間火葬件数	予測結果			
	R7 - R11	R12 - R16	R17 - R21	R22 - R27
市内	1,152	1,220	1,241	1,179
市外	298	316	321	305
合計	1,450	1,536	1,562	1,484

② 設置基数等

区分	基数	長さ×幅×高さ	遺体重量	柩重量	副葬品
人体炉（標準炉）	3基	2,100mm×650mm×650mm	～120kg	25kg	5kg
人体炉（大型炉）	1基	2,300mm×700mm×650mm	～120kg	25kg	5kg
動物炉	1基	—	～100kg	—	—

③ 火葬計画

ア 人体炉

- (ア) 本施設への柩の受け入れから、火葬、冷却、収骨までの所要時間は、概ね2時間以内を想定する。
- (イ) 火葬回数は、最大2運転／炉・日とする。ただし、大規模災害時には最大4回／炉・日が可能な計画とする（業務時間の延長については市と協議すること）。
- (ウ) 4炉同時運転（同時点火であることは求めない。）が可能な計画とする。
- (エ) 原則として、設備の点検・整備等のため、2炉以上を休止することがない計画とする。
なお、一部の炉を休止中であっても、最大火葬数6件以上／日を火葬可能とすること。
- (オ) 経年による劣化も想定の上、本火葬計画を実現できる性能及び機能を維持することができる計画とすること。

イ 動物炉

動物炉の性能及び規格は人体炉と同様とすること。

(3) 火葬炉主要機能

① 火葬時間

ア 主燃バーナ着火から消火までの時間は通常 60 分とすること。ただし遺体重量 80kg 以上はその限りでない。

イ 冷却時間（炉内冷却＋前室冷却）は、冷却を開始してから平均 15 分で収骨可能な温度になるものとする。

② 使用燃料

ア 都市ガスを予定しており、着工までに敷地境界までの設備（中圧 A）が敷設される予定である。なお、敷地境界からの敷地内都市ガス設備（整圧器を含む）の整備は、本業務に含むものとする。

③ 主要設備方式

ア 炉床方式：台車式寝柩炉とする。

イ 排ガス冷却方式：ダイオキシン類等の発生を防ぎ、均一、急速に降温できる方式とする。

ウ 排気方式

（ア）強制排気方式とし、人体炉は 2 炉 1 排気系列とするか、又は 1 炉 1 排気系列とするかは、事業者提案とする。動物炉は独立した 1 炉 1 排気系列とする。なお、1 排気系列内の火葬炉の一部が点検整備等により運転停止中であっても、同系列内の当該炉以外は運転が可能なシステムとすること。

（イ）2 炉 1 排気系統の場合であっても、4 炉同時運転が可能な性能を有すること。ただし、4 炉同時点火を可能とする性能は求めない。

（ウ）異なる排気系列との接続は行わない。ただし、緊急時については、安全性、耐久性等の基本的な性能確保を前提に接続し、火葬の継続が可能な性能とする。

④ 燃焼監視・制御

ア 各火葬炉の燃焼・冷却・排ガス状況等、運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録等については、コンピューター等で一括して行うものとする。

イ 記録したデータを市へ提出できるよう、必要に応じて出力が可能とすること。

⑤ 安全対策

ア 日常の運転について危険防止及び操作ミス防止のため、各種インターロック装置を設け、非常時の場合、各装置がすべて安全側へ作動するよう緊急時回路を設置するものとする。

イ 火葬炉運転従事者の安全性確保、事故防止には十分配慮すること。

ウ 火葬炉運転従事者の火傷防止のため、機器類、配管類の表面温度が、50℃以下になるよう保温（断熱）工事を行うこと。

エ 自動化した部位については、すべて手動操作が可能なよう設計すること。

⑥ 異常・非常時の運転

ア 炉内温度、炉内圧、排ガス温度等に異常が生じた場合には、迅速かつ適切に対応し、火葬を継続できる運転システムとすること。

イ 停電時には、発電設備からの電力供給を受けるシステムとすること。

ウ 停電時においても環境基準等を満足する運転が可能なシステムとすること。

エ 停電時においても火葬業務（火葬炉 2 炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備や必要最低限の照明）が、3 日間（最大 8 件／日）可能な仕様とすること。なお、火葬炉の運転数

について、2 炉のみを運転（残る 2 炉は休止）するのか、4 炉の交互運転により 2 炉を運転するのかなどは、事業者の提案による。

⑦ その他条件

ア 保守点検及び維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保すること。

イ 機器配置はオーバーホール時を考慮して設計すること。

(4) 公害防止基準

公害防止基準は以下のとおりとする。

なお、これらの基準が運営期間にわたって守られるよう、施設整備段階で十分な性能確認を行うとともに、運営期間においても定期的に検査を行うこと。特に、火葬炉整備に当たっては、これらの基準に十分配慮した施設選定や運用方法の検討を行った整備計画とすること。

また、特に指定していないものについては、関係法令等により確認すること。排ガス及び悪臭に関し、基準として明記されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

① 排ガスに係る基準

排ガスに係る基準値については、次の基準値以下とする。

<1 排気筒出口における基準値>

規制物質	基準値
ばいじん	0.01g/N m ³ 以下
硫黄酸化物	30ppm 以下
窒素酸化物	250ppm 以下
塩化水素	50ppm 以下
一酸化炭素	30ppm 以下
ダイオキシン類	1.0ng-TEQ/N m ³ 以下
排ガス温度	200℃以下

※ 基準値は酸素濃度 12%換算値（1 工程の平均値）とする。

② 悪臭に係る基準

ア 特定悪臭物質については、1 排気筒出口において次の基準値以下とする。

規制物質	基準値
アンモニア	1ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002ppm 以下
硫化水素	0.02ppm 以下
硫化メチル	0.01ppm 以下
二硫化メチル	0.009ppm 以下
トリメチルアミン	0.005ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下

イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm 以下
イソバレルアルデヒド	0.003ppm 以下
イソブタノール	0.9ppm 以下
酢酸エチル	3ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1ppm 以下
トルエン	10ppm 以下
スチレン	0.4ppm 以下
キシレン	1ppm 以下
プロピオン酸	0.03ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下
イソ吉草酸	0.001ppm 以下

イ 臭気濃度については、次の基準値以下とする。

規制物質	基準値
排気筒出口基準	500 以下
敷地境界基準	10 以下

③ 騒音に係る基準

騒音については、次の基準値以下とする。

区分	基準値
作業室内最大稼動	80dB(A) 以下
炉前ホール最大稼動	60dB(A) 以下
昼間敷地境界最大稼動	55dB(A) 以下

④ 振動に係る基準

振動については、次の基準値以下とする。

<振動規制基準>

区分	基準値
作業室内最大稼動	75dB 以下
昼間敷地境界最大稼動	60dB 以下

(5) 性能試験

竣工時及び供用開始後は年1回、市立会いのもと排ガス等の検査を実施し、検査結果を市に報告すること。

① 基本条件

ア 排ガス等の検査は、精度管理を適切に実施し、法的資格を有する第三者機関に委託すること。

イ 事業者は、市と協議のうえ、性能に関する試験の方法、時期等を記載した「性能試験実施

要領」を作成すること。なお、試験項目ごとの測定方法、分析方法等は、関係法令及び規格等に準拠したものとする。

ウ 事業者は、「性能試験実施要領」に基づき試験を実施し、その結果を報告書として市に提出すること。

エ 事業者は、運営期間中、定期検査によって公害防止基準を上回る排気ガスの排出が確認された場合、速やかに市に報告を行うとともに、予約状況等を勘案の上、該当する排気系列の炉の運転を停止し、自らの責任と費用において改善策を講じること。この場合において、当該排気ガスの排出により周辺地域の環境に著しい影響を与えている場合等、市が必要と認めるときは、事業用地境界のほか市の指示及び市との協議により決定する場所において、事業者の費用により大気・悪臭等の測定を行うこと。なお、他の炉の改善策の実施や運転再開については、市と協議の上決定すること。

② 竣工時検査

ア 竣工時に、排ガス、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと。

イ 排ガス、悪臭のうち排気筒出口での値が定められているものについては、各排気系列運転時に実施し、全系列について行うこと。

ウ 騒音、振動に関する測定は、竣工時の全炉運転（空運転）時に行うこと。

③ 定期検査

ア 毎年1回、排ガス、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと。

イ 測定時期及び測定対象系列（毎年1系列）は、その都度市が指定する。測定時期は、火葬炉設備（火葬炉及びフィルター含む）の清掃等を行う前の時期とし、事業者の維持管理計画を勘案して市が指定する。

④ その他

ア 周辺住民等から苦情が発生した場合には、速やかに調査を実施し、その結果に応じて必要な対策を行うこと。

(6) 動物炉

動物炉の性能及び規格は、(1)及び(3)から(5)までの項目において火葬炉と同等とする。

6. 2 機械設備

(1) 共通事項

① 一般事項

ア 設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段、柵、手摺、架台等を適切な場所に設けること。なお、作業能率、安全性を十分考慮した構造とすること。

イ 機器配置の際は、点検、整備、修理等の作業が安全に行えるよう、周囲に十分な空間と通路を確保すること。

ウ 高所に点検等の対象となる部分のある設備では、安全な作業姿勢を可能とする作業台を設けること。

エ 騒音、振動を発生する機器は、防音、防振対策を講ずること。利用者が使用する室（お別れ兼収骨室を除く。）についてはNC40以下とすること。

オ 回転部分、運転部分及び突起部分には保護カバーを設けること。

② 歩廊、作業床、階段工事

- ア 通路は段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
- イ 必要に応じて手摺又はガード、梯子（高さが 2m 以上の場合は、背カゴ）を設ける等転落防止策を講じること。
- ウ 歩廊は、原則として行き止まりを設けてはならない。（2 方向避難の確保）
- エ 階段の傾斜角（原則として 45 度以下）、蹴上幅及び踏み幅は統一すること。

③ 配管工事

- ア 使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のもので選定すること。
- イ 建築物外壁の貫通部は二重の止水処理を検討し、外部からの水の侵入を防止すること。
- ウ 配管支持材は面取り、防錆処理し、美観を損なわないよう留意すること。
- エ 要所に防振継手、フレキシブル継手を使用し、機器振動や耐震性を考慮すること。
- オ バルブ類は、定常時の設定（例：常時開）を明示すること。

④ 保温・断熱工事

- ア 火葬炉設備の性能保持、作業安全及び作業環境を守るため、必要な箇所に保温断熱工事を行うこと。
- イ 使用箇所に適した材料を選定すること。
- ウ 高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。
- エ ケーシング表面温度は、50℃以下となるよう施工すること。

⑤ 塗装工事

- ア 機材及び装置は、原則として現場搬入前に錆止め塗装をすること。
- イ 塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分行うこと。
- ウ 塗装材は、塗装箇所に応じて耐熱性、耐蝕性、耐候性等を考慮すること。
- エ 塗装仕上げは原則として錆止め補修後、中塗り 1 回、上塗り 2 回とすること。
- オ 機器類は、原則として本体に機器名を表示すること。
- カ 配管は各流体別に色分けし、流体名と流動方向を表示すること。

⑥ その他

- ア 火葬業務に支障の生じないよう、自動操作の機器は手動操作への切替えができること。
- イ 火葬中の停電時においても、安全かつ迅速に機器の復旧ができること。
- ウ 将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすること。
- エ 本設備は地震に対し、人の安全や施設機能の確保が図られるよう施工すること。
- オ 設備の運転管理に必要な点検口、試験口及び掃除口を適切な場所に設けること。

(2) 燃焼設備

① 主燃焼炉

形式	台車式寝柩炉
数量	5 基（人体炉 4 基、動物炉 1 基）
炉内温度	800℃～950℃
付属品	炉内圧力計、炉内温度計、その他必要なもの一式

- ア ケーシングは鋼板製とし、隙間から外気の進入がない構造とすること。
- イ 炉の構造材は、使用箇所に応じた特性及び十分な耐久性を有すること。
- ウ 炉の構造は、柩の収容、焼骨の取り出しが容易で、耐熱性、気密性を十分保てるものとし、運転操作性、燃焼効率がよく、維持管理面を考慮したものとする。

- エ デレッキ操作をすることなく、所定の時間内に火葬を行える設備とすること。
- オ 不完全燃焼がなく、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れることを考慮し、炉内温度を設定・調整すること。
- カ 省力化を考慮し、自動化を図るとともに操作が容易な設備とすること。
- キ 炉内清掃及び点検が容易な設備とすること。
- ク 動物炉の主な仕様は、火葬炉と同等とすること。
- ケ 火葬炉に使用される耐火材は、JIS 規格に適合するだけでなく、耐スポーリング（熱による歪み）に優れ、急熱急冷による亀裂、崩壊等が生じない材質を選定すること。また炉本体のケーシング表面温度が作業上支障とならない温度となるよう築炉構成を計画すること。

② 断熱扉

数量	5 面
----	-----

- ア 堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が維持できる構造とすること。
- イ 開閉装置故障の際には手動で開閉できるものとすること。
- ウ 火葬炉バーナとのインターロックをはじめとする安全性確保のためのシステムを含むこと。

③ 炉内台車

数量	人体炉用 5 台以上（炉数＋予備 1 台以上） 動物炉用 2 台以上（1 台＋予備 1 台以上）
付属品	予備台車保管用架台等必要なもの一式

- ア 火葬炉用、動物炉用、予備を含め、付属品とともに必要台数を備えること。
- イ 柩の収容、焼骨の取り出しが容易で、運転操作性、燃焼効率がよいものとすること。
- ウ 十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散がない構造とすること。
- エ 台車の表面は、目地無しの一体構造とするなど、メンテナンス性に配慮すること。
- オ 六価クロム対策を講ずること。方法は事業者の提案とする。

④ 炉内台車移動装置

数量	5 台以上
付属品	必要なもの一式

- ア 安全性・操作性に優れた構造とすること。
- イ 炉内台車を前室及び主燃焼炉内に安全に移動できるものとすること。
- ウ 故障時においても、手動に切り替えて運転・操作できる構造とすること。
- エ 主燃焼炉内への空気の侵入を防止できる構造とすること。
- オ 動物炉用は、主燃焼炉前で炉内台車を支持・固定して清掃等ができる構造とすること。
- カ 灰の飛散に留意した計画とすること。

⑤ 再燃焼炉

形式	主燃焼炉直上式
数量	5 基（主燃焼炉と同数）
炉内温度	800℃～950℃

- ア 燃焼効率がよく、ばい煙、臭気の除去に必要な滞留時間と燃焼温度を有すること。
- イ 火葬開始時から、ばい煙、臭気の除去及びダイオキシン類の分解に必要な性能を有すること。

ウ 混合、攪拌燃焼が効果的に行われる炉内構造とすること。

エ 最大排ガス量（主燃焼炉排ガス量＋再燃焼炉発生ガス量）時において 1.0 秒以上の滞留時間を確保できるとともに、混合攪拌が効果的に行われる構造とすること。

オ 炉内圧力は、経済性も含め、運転に支障のないものとする。

⑥ 主燃焼炉用バーナ

数量	5 基（主燃焼炉と同数）
燃料	都市ガス
着火方式	自動着火方式
傾動方式	電動式（故障時には手動で傾動が可能なこと）
操作方式	自動制御（手動への切り替えができること）
付属品	着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式

ア 火葬に適した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼ができること。

イ 低騒音で安全性が高いこと。

ウ 難燃部や収縮により移動した遺体への照射が可能な構造とすること。

エ 燃焼用空気、燃焼量、火炎形状の調整が可能であること。

⑦ 再燃焼炉用バーナ

数量	5 基（主燃焼炉と同数）
燃料	都市ガス
着火方式	自動着火方式
操作方式	自動制御（手動への切り替えができること）
付属品	着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式

ア 炉の温度制御ができ、排ガスとの混合接触が十分に行えること。

イ 安全確実な着火と安定した燃焼ができること。

ウ 低騒音で安全性が高いこと。

エ 燃焼量及び火炎形状の調整が可能なものとする。

オ 自動制御の場合は、故障時には手動への切り替えが可能なものとする。

カ 着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要な付属品を備えること。

⑧ 燃焼用空気送風機

数量	5 基（主燃焼炉と同数）
風量制御方式	バーナ特性に応じた制御方式

ア 容量は、実運転に支障のないよう余裕があり、安定した制御ができること。

イ 低騒音、低振動のものとする。

(3) 通風設備

① 排風機

ア 4 炉同時運転（同時点火であることは求めない。）が可能であること。

イ 容量は、実運転に支障のないよう風量、風圧に余裕を持たせること。

ウ 排ガスに対して耐熱性、耐蝕性を有すること。

エ 低騒音、低振動であること。

② 炉内圧制御装置

- ア 炉内圧力の変動に対する応答が早く、安定した制御ができること。
- イ 炉内を適切な負圧に維持できるものとする。
- ウ 炉内圧力の制御は、炉ごとに単独に行うこと。
- エ 高温部で使用する部材については、十分な耐久性を有する材料を選定すること。
- オ 点検、補修、交換が容易にできるよう考慮すること。

③ 煙道

- ア 冷却装置、集じん装置、排気筒を除く排ガスの通路とする。
- イ ダストの堆積がない構造とすること。
- ウ 内部の点検、補修がしやすい構造とし、適所に点検口を設けること。
- エ 熱による伸縮を考慮した構造とすること。
- オ 高温部は室内の作業環境を考慮して保温を行うこと。
- カ 排ガスの冷却に熱交換器を使用した場合は、腐食に十分配慮すること。

④ 排気筒

- ア 短煙突を採用し外部から見えにくくすること。
- イ 騒音発生の防止と排ガスの大気拡散を考慮し、適切な排出速度とすること。
- ウ 雨水等の侵入防止を考慮した適切な構造とすること。排気筒上部にかさ等を設置する場合は、排ガス基準の遵守や保守管理が適切に行える仕様にすること。
- エ 耐振性、耐蝕性、耐熱性を有すること。
- オ 排ガス及び臭気の測定作業を安全に行える位置に測定口と測定用の足場を設けること。

(4) 排ガス冷却設備

① 排ガス冷却器

- ア 再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定温度に短時間で均一に降温できる構造とすること。
- イ 耐熱性及び耐蝕性にすぐれた材質とすること。
- ウ 外気混合方式又は熱交換器方式若しくは併用方式等、採用する方式については、事業者の提案によることとする。なお、排ガス冷却に熱交換器を使用する場合は、ダイオキシン類が再合成しないよう十分留意すること。
- エ 温度制御方式は、自動的に制御できるものとする。
- オ 冷却設備出口における排ガス温度は、200℃以下とすること。

② 排ガス冷却用送風機

- ア 容量は、運転に支障のないよう余裕があり、安定した制御ができるものとする。
- イ 低騒音及び低振動とすること。

(5) 排ガス処理設備

① 集じん装置

形式	バグフィルター
数量	排気系列に応じた数量
処理風量	余裕率 15%以上
設計ガス温度	出口温度 200℃以下

- ア 処理ガス量は、実運転に支障のないよう余裕をもった計画とすること。
- イ 排ガスが偏流しない構造とすること。

- ウ 排ガス濃度は、本要求水準書第2章6. 1「(4)公害防止基準」によること。
- エ 排ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質・構造とすること。
- オ 高温の排ガスを処理することから、耐熱性に優れたものとする。
- カ 捕集したダストは、自動で集じん装置外に排出され、その後、灰吸引装置で集じん灰貯留部（専用容器）へ移送すること。
- キ 室内に集じん灰が飛散しない構造とすること。
- ク 結露対策を講じること。
- ケ ろ過面積、ろ過速度及び圧力損失は実運転に支障のないよう余裕をとること。
- コ ランニングコストを考慮するとともに、保守点検がしやすい構造とすること。

② 集じん灰排出装置

- ア 集じん装置で捕集した集じん灰を、室内に飛散させることなく集じん灰貯留部（専用容器）へ自動で移送できる構造とすること。
- イ 集じん灰貯留部（専用容器）の搬出時に灰が飛散しない構造とすること。
- ウ 保守点検が容易な構造とし、適所に点検口を設けること。

③ 触媒装置

数量	排気系列に応じた数量
充填量	事業者の提案による

- ア 触媒装置により排ガス中のダイオキシン類を除去し、基準を遵守すること。
- イ 動物炉についても、人体炉と同等の性能、構造とすること。

(6) 付帯設備

① 炉前化粧扉

数量	人体炉用4組（主燃焼炉と同数）
要部材質	事業者の提案による

- ア 炉前冷却室（前室）への柵の収納及び断熱扉との連携作動が安全・確実になされるよう機能が構築されること。
- イ 厳粛な空間にするための意匠性を考慮した設計とすること。
- ウ 遮音・断熱を考慮した構造とすること。
- エ 開閉操作は炉前操作盤にて行い、故障等の際には手動開閉も可能であるものとする。
- オ 表面意匠は、最期の別れにふさわしいデザインとし、市との協議により決定すること。

② 前室

数量	4基（各人体炉に1基）
冷却時間	炉内及び炉前冷却室（前室）での冷却により、最短15分以内で収骨可能な能力とする。

- ア 会葬者等の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない材質及び仕上げとすること。
- イ 遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ウ 炉内台車の清掃が容易にできる構造とすること。
- エ 炉前化粧扉の開放時でも前室内を負圧に保てるものとする。

③ 残骨灰、集じん灰吸引装置

- ア 集じん装置、吸引ホース、その他必要なもの一式を整備すること。
- イ 台車、集じん装置等の清掃のため残骨灰用、集じん灰用を設けること。

ウ 人体炉用と動物炉用とは、それぞれに専用の装置とすること。なお、動物路用装置については、移動式掃除機等による対応も可とする。

エ 低騒音で、保守点検が容易な構造とすること。

オ 自動で灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）が行えるよう整備すること。

カ 炉内台車清掃用の別室を設置する場合は、別室にも吸引口を設けること。

キ 吸引装置で捕集された灰の移し替え時等に灰が飛散しない構造とすること。

ク 容量は、実運転に支障のないものとする。

④ 柩運搬車

形式	電動走行式（充電器内蔵）
数量	2 台以上とする

ア 炉及び柩の寸法に適し、美観に優れた材質とすること。

イ 柩を霊柩車からお別れ兼収骨室まで（又は、霊柩車から告別ホールまで及び告別ホールからお別れ兼収骨室まで）運搬し、さらに前室内の炉内台車上に柩を安置するための専用台車とすること。

ウ 電動走行式とするが、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。

エ 炉内台車上に柩の安置が容易に行える装置を備えるものとする。

オ バッテリーは、一日の通常作業に支障のない容量とすること。

⑤ 炉内台車運搬車（収骨及び炉内台車搬送用）

形式	電動走行式（充電器内蔵）
数量	収骨室数＋予備 1 台以上とする
その他	柩運搬車、炉内台車運搬車は兼用できないものとする。 ※兼用とする方が望ましい合理的な理由があり、利用者の安全確保・心情への配慮や業務の適正な執行に支障がない場合に限り、兼用することができるものとする。

ア 炉内台車を運搬するための専用台車とする。

イ 電動走行式とするが、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。

ウ 耐久性に配慮して、各部材は十分な強度を持つものとする。

エ 炉内台車の出入が自動で行える装置を備えること。

オ バッテリーは、一日の通常作業に支障のない容量とすること。

カ 会葬者等が火傷するおそれのない構造とすること。

⑥ 燃料供給設備

ア 各火葬炉の燃料消費量が計測・記録・出力できる手段を備えること。

⑦ 動物用残骨灰吸引クリーナー

形式	可動式集灰器（耐熱型）
数量	1 台
その他	電源、バケット容量等は、事業者の提案によるものとする。

⑧ 動物用保冷库

ア 動物を保管するための保冷库を設置すること。

イ 保冷库の規模は、中型犬 5 頭程度が収蔵できるとともに大型犬も収蔵可能な庫内寸法及び段数の製品を想定すること。

ウ 必要なコンセント及び排水設備等を設置すること。

6. 3 電気・計装設備

(1) 一般事項

ア 火葬炉設備に必要なすべての電気設備及び電気計装設備を整備すること。

イ 火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設置すること。

ウ 運転管理は現場操作盤及び火葬炉監視室で行うものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置を具備すること。また、現場操作盤での操作が火葬炉監視室より優先されるシステムとすること。

エ 火葬炉設備の更新等を考慮し、計画すること。

オ 計装項目は以下の「計器制御一覧表」の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案によるものとする。

<計装制御一覧表>

区分 監視項目	制御			中央監視制御				現場操作盤		
	自動 (主な性対象装置)		手動	指示 表示	操作	記録	警報	指示 表示	操作	警報
主燃料バーナ火炎	○	燃焼バーナ		○		※失火時、手動切替時	○	○		○
再燃料バーナ火炎	○	燃焼バーナ		○		※失火時、手動切替時	○	○		○
主燃焼炉内温度	○	燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉内温度	○	燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉酸素濃度	○	送風機	○	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉排煙濃度	○	燃焼制御	○	○	○	○	○	○	○	○
集じん装置入口温度	○	バイパスダンパー	○	○	○	○※バイパス時	○	○	○	○
主燃焼炉内圧	○	排ガス排出量	○	○		○	○	○	○	○
集じん装置出入口圧	○	集じん装置洗浄	○	○		○	○	○	○	○
運転状態表示				○		○		○		
燃料消費量				○				○		○
火葬炉稼働積算時間		各火葬炉の主燃焼炉・再燃焼炉ごと		○		○※バーナ点火時		○		
集じん装置稼働積算時間		各集じん装置ごと				○				
燃料緊急遮断(地震感知含む)	○	燃料遮断装置(各火葬炉ごと)	○	○	○	※遮断弁作動時	○	○	○	○
火葬炉緊急停止		各火葬炉設備ごと	○	○	○	※操作時	○	○	○	○
残灰吸引圧		残灰吸引装置(各系統ごと)		○			○	○	○	○

(2) 機器仕様

① 一般事項

ア 配線は、エコ仕様のものを利用し、動力用はEM-C E ケーブル等、制御用はEM-C E

E/Fケーブル、CEE/F-Sケーブル、耐熱ケーブル等、目的及び使用環境に適したものを使用すること。

イ 配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使うこと。

ウ ケーブル配線には、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。

エ 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。

オ 盤類は搬入及び将来の更新等を十分考慮した形状、寸法とすること。

カ 盤類は原則として防じん構造とすること。

キ 計装項目は、すべての機器の安全運転を確保することを目的として、表示・操作・警報等必要十分な項目を設定すること。

ク 各電動機には、原則として現場操作盤を設置すること。

ケ 電子機器は、停電時に異常が生じないようにバッテリー等ですべてバックアップを行うこと。

② 動力制御盤

ア 形式は鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型を基本とすること。

イ 事業者の判断により、適所に分割して設置することも可とする。

③ 火葬炉現場操作盤

ア 運転状況の表示はカラー液晶型とし、すべてのデータが表示されるとともに、すべての機器の手動操作がタッチパネル上で行えること。

イ 操作機器、計装計器、異常警報装置を備え、各機器の操作が手動で行えること。

ウ インバータの動作、排煙濃度計の動作、酸素濃度計の動作等のチェックが可能なものとする。

④ 中央監視制御盤

ア 火葬炉設備の運転状態を火葬炉の系統別に集中監視できるものとし、必要な運転情報等の表示及び記録を行えるものとする。

イ プロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録機能、故障表示・記録機能、各計測データ、火葬開始・終了時間等を収集・バックアップし、外部の記憶装置に保存できるものすること。また、日報・月報・年報の帳票が作成でき、その結果を印字できること。なお、各計測データは連続して記録するものとする。

ウ 各炉の全ての機器の手動操作を、中央監視制御盤により行えるものとする。

エ 停電によるシステム障害の発生を防止するため、無停電電源装置を設けてシステムの保護を行えるものとするが、中央監視制御装置が機能しない場合でも、火葬が可能なシステムとすること。

オ 本制御盤の機能として、火葬開始・終了時間や火葬の進行状態、故人、喪主等の氏名表示等のデータの共有化のための運営支援システムとの相互接続については、事業者の提案によるものとする。

カ 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案によるものとする。

キ 内容機器は、運転状態表示器、操作機器、計装計器、異常警報装置、燃焼管理装置、データストレージ機器、その他必要なもの各一式とする。

ク 主要機能は以下のとおりとする。

運転状態表示機能	主要機器の動作状態、火葬時間、主燃焼炉温度、再燃焼炉温度、炉内圧、排煙濃度、酸素濃度、炉出口ダンパー開閉、冷却器入口温度、冷却器出口温度、冷却器圧力表示、バグフィルター差圧、排風機出力、集じん装置バイパスダンパー開閉、排風機バイパスダンパー開閉、その他のバイパスダンパー開閉、排気筒排ガス温度、排気筒 CO・O ₂ 濃度等の表示機能
プロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録（保存）機能	運転状態表示機能に示す機能及び集じん装置ホッパー温度のプロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録機能、故障表示・記録機能、各計測データ、火葬開始・終了時間等を収集し、外部の記憶装置に保存できるものとする。なお、各計測データは、連続して記録するものとする。
その他機能	故障表示及び記録機能、遠隔操作機能、案内放送機能、火葬計画の作成・表示機能

⑤ 炉前操作盤（化粧扉開閉用）

ア 炉前化粧扉の操作機能を有するものとする。運営支援システムの表示機能等については、事業者の提案によるものとする。

機能	化粧扉開閉、故人、喪主名等の表示等
数量	炉数による

⑥ 計装制御装置

ア 火葬炉の安定した運転・制御に必要な計装制御機器を設置すること。なお、原則として火葬炉の運転・制御は炉操作盤で行うこととするが、火葬炉監視室でも、監視・各種記録の他、機器遠隔操作ができるものとする。

⑦ モニター設備

ア 排気筒監視用カメラ、場内防犯カメラ及びモニターを整備し、記録できるようにすること。また、モニターはカラー表示ができるものとし、事務室及び火葬炉監視室に設置すること。

(ア) 排気筒監視用カメラ

形式	ズーム式カラーカメラ（可動式：屋外仕様）
数量	全排気筒を監視可能な数量
付属品	可動雲台、ワイパー、その他必要なもの一式

(イ) 屋外監視カメラ

形式	ズーム式カラーカメラ（可動式：屋外仕様）
数量	敷地出入口 1 台以上 屋外待合スペース 1 台以上 夜間遺族駐車スペース 1 台以上 施設内通路 1 台以上 駐車場 1 台以上 (駐車場全域をカバーできる台数) 上記のほか、事業者の提案による。
付属品	可動雲台、ワイパー、その他必要なもの一式

(ウ) 屋内監視カメラ

形式	ドーム型カラーカメラ（可動式）
----	-----------------

数量	車寄せ用	1 台以上
	エントランスホール	1 台以上
	待合室	1 台以上
	お別れ兼収骨室	室ごとに 1 台以上
	火葬炉室	1 台以上
	受付ホール	1 台以上
	告別ホール	1 台以上
	上記のほか、事業者の提案による。	

(エ) モニター

形式	カラー液晶型
数量	2 台以上（事務室 1 台、火葬炉監視室 1 台）

6. 4 その他の用具等

(1) 保守点検工具等

事業者は必要な工具を納入し、納入工具リストを提出すること。

(2) 収骨用具

収骨用具として、骨壺及び収骨箸を置く収骨台、その他お別れ及び収骨に必要なもの一式を整備すること。

(3) その他必要なもの

その他火葬を行うに当たって必要な用具等については、事業者の責任において整備すること。

7 建築付帯設備要件

7. 1 電気設備

(1) 基本要件

ア 各項目の要求を満たすために必要な配管配線工事及び幹線工事を行うこと。

イ 配線は、エコ仕様のものを利用し目的及び使用環境に適したものを使用すること。

ウ 配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。

エ ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。

オ 給排水管・給油管の下に、操作盤や配線ラックを設置しないこと。

カ 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。

キ 盤類は搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。

ク 小規模な改修に対応できるよう、予備ブレーカーを備えること。

(2) 電灯設備

ア 照明設備は、業務内容、執務環境等に応じて、光環境の確保を図り、保守、運用等が容易な設備とすること。

イ 照明器具、コンセント等、適当な数を設置すること。

ウ 非常照明、誘導灯等は、関係法令等に基づき設置すること。

エ LED等の省エネルギー型器具を採用すること。

オ 吹抜等高所にある器具については、自動昇降装置等にて容易に保守管理ができるようにすること。

カ トイレ等利用者の出入りを伴う場所については、自動点灯・消灯の可能な方式とすること。

キ 外灯は、自動点灯・消灯及び時間点灯・消灯の可能な方式とすること。

ク 照明設備は、各室において操作できるものとし、事務室等で中央管理できるものとする。

ケ 照明計画を作成し、室内用途に応じた照度・色温度を検討すること。

(3) 動力設備

ア ボイラー、空調機、ポンプ類、炉機械室等、適当な数を設置すること。

イ 動力制御盤は、原則として各機械室内に設置すること。また、機器の警報は事務室で受信できることとし、各動力制御は中央管理できるようにすることが望ましい。

(4) 避雷設備

ア 避雷設備が必要となる場合は、建築基準法及び消防法に基づき設置すること。

(5) 受変電設備

ア 引込電線の更新が可能な予備配管を備えること。

イ PAS（気中開閉器）を設置すること。

ウ 受変電設備を設置し、受電、変電を行うこと。

エ 保守点検、維持管理がしやすいよう設置すること。

オ 電気事業法、消防法、労働安全衛生規則等の基準を遵守すること。

カ 適切な接地をとり、他設備、線路に影響が生じないように配慮すること。

(6) 静止型電源設備

ア 非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を設置すること。

イ 停電時保障用の無停電電源装置等を設置すること。

(7) 発電設備

ア 災害時等に対応するため停電時非常用電源を設置すること。発電設備の能力は、関係法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設置するとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置したうえで、火葬業務遂行のために最低限必要な施設を稼働できるものとする。

イ 発電装置は、火葬業務（火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備）が、3日間（最大8件/日）可能な仕様とし、機器仕様及び台数等は事業者の提案による。なお、燃料の備蓄も3日間に対応した貯蔵量とすること。

ウ 非常用照明、受変電設備の操作用電源を設けること。

エ 本施設は災害時の業務継続性を高めるため、中圧ガスを引き込む予定となっている。発電設備についても都市ガスを活用できるマイクロコージェネレーションシステムの検討を行うこと。

オ 災害時に使用できる非常用コンセントを必要箇所に設置すること。設置箇所及び個数は事業者の提案による。

(8) 情報通信網設備

ア 本施設内にインターネット回線を引き込み、事務室及び必要な室に情報コンセント（清浄

会館予約システムの使用に適切な設備を含む。)を整備すること。

(参考) 清浄会館予約システムはWebブラウザで利用できるWebシステムである。

イ 本施設内に、本施設の運営に必要なLAN設備（来館者用無線LAN設備を含む。）を整備すること。

(9) 電話設備

ア 事務室まで電話回線を引き込み、外部との通信を可能とする電話設備を設置すること。外部通信機能に必要な回線数や交換機の有無等は、維持管理・運営業務の効率性を考慮し、事業者より提案するものとする。

イ 施設内の連絡用として、主要な室に内線電話機能を有する電話設備を設置すること。

ウ 必要箇所に公衆電話を設置すること。

エ 引込柱の建柱、建物までの配線経路の配管は、事業者が行うものとする。

オ 施設代表の電話番号は既存の番号を使用するものとし、MDFまでの引込み配線は市の負担とする。施設内の配線・電話機の設置は事業者が行うものとする。

(10) 時計表示設備

ア 事務室に親時計（同期方法は、事業者の提案によるものとする）を、施設内要所に子時計を設置すること。

(11) 拡声設備

ア 関係法令等による避難等のための設備及び施設内案内用の放送設備を設置すること。

イ 避難等のための放送設備は、自動火災報知設備と連動した設備とすること。

(12) 誘導支援設備

ア 音声誘導装置の設置を検討すること。

イ 主要な出入口にはインターホン設備を設置すること。また、管理事務室にて応答ができるようにすること。

ウ 多目的トイレ等に異常があった場合に、表示窓の点灯と音等により知らせることのできる呼出ボタン等の設備を設置すること。また、管理事務室への移報・表示を行うこと。

(13) テレビ受信設備

ア 待合室、遺族控室及び宗教者控室において地上デジタル放送が視聴できるよう整備し、直列ユニットまでの配管配線工事を行うこと。その他の室については、事業者の提案によるものとする。

イ 受信料等は事業者の負担とする。

(14) テレビ電波障害防除設備

ア 事業者は、建築物によるテレビ電波障害が発生しないよう留意すること。なお、工事期間中に施設建設に伴う近隣のテレビ電波障害が発生した場合は、事業者によりテレビ電波障害防除施設を設置すること。

(15) 監視カメラ設備

ア 防犯用及び火葬炉監視用に、第2章6. 3「(2) ⑦モニター設備」に基づき、カメラ及びモニター等について適切な数を設置すること。

イ 設置箇所については、各用途に合わせて十分に機能する箇所とし、事業者の提案によるものとする。

ウ 監視映像が録画できる装置を設置すること。録画時間や画質等は、後日、画像を確認する

のに支障のない程度で、事業者の提案によるものとする。

(16) 自動火災報知設備

- ア 関係法令等により、受信機、感知機等を必要な箇所に設置すること。
- イ 光警報装置の設置を検討すること。
- ウ 非常放送装置と連動した設備とすること。

(17) 中央監視制御設備

- ア 中央制御方式とし、火葬炉に関する事項は火葬炉監視室で、空調設備、防犯設備、監視カメラ、火災報知機等は事務室での監視及び制御が行うことのできる設備とすること。
- イ 監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。

(18) 計量設備

- ア 省エネルギーへの取り組みを踏まえ、適切な系統分けを行い、必要な電力メーター等を確認しやすい場所に設置すること。
- イ 自動販売機等、事業者の収益的事業に関する部分については、検定付き計量メーターを設置し、中央監視設備等で記録できるようにすること。

7. 2 機械設備

(1) 基本要件

- ア 配線は、エコ仕様のものを利用し、目的及び使用環境に適したものを使用すること。
- イ 配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。
- ウ ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- エ 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- オ 機器類は搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。

(2) 空気調和設備

- ア 会葬者等及び従事者等の快適性を確保するため、空気調和設備を必要な場所に設置すること。
- イ 空気調和設備は、関係法令の定めるところにより、熱環境、室内環境及び環境保全が図られるよう設置すること。
- ウ 空調のゾーニングは、温湿度条件、使用時間、用途、負荷傾向、階層、方位等を考慮すること。
- エ 空調方式は、ゾーニング計画を基に、室内環境の快適性、室内環境の維持、機能性、搬送エネルギーの低減等を検討したうえで、事業者の提案によるものとする。
- オ 設置する設備は、できる限り長期にわたり部品供給可能な機器を選定するとともに、点検整備や更新の際の費用負担の軽減に資する製品を選定すること。同様の趣旨から、できる限り既製品を用いること。
- カ 空調配管の整備に際しては、点検整備や更新に必要な足場や機器の搬入出経路を十分に確保すること。
- キ 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。また、室外機の選定・設置にあたっては、周辺住民に振動、騒音などの悪影響を及ぼすことがないよう留意する

こと。

ク 夏季の冷房熱源、冬季の暖房熱源、給湯用熱源のシステムは事業者の提案によるものとする。

ケ 暖房時の加湿設備についても検討すること。

コ 高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能な設備を積極的に採用すること。

サ 本施設は、災害時の業務継続性を高めるため、中圧ガスを引き込む予定である。空調設備についても、都市ガスを活用するGHPを検討すること。

サ ドレン排水は原則、雨水桝に接続すること。

(3) 換気設備

ア 建築基準法等の関係法令の定めるところにより、各室に必要な換気設備を設置すること。換気方式は事業者の提案によるものとする。

イ お別れ兼収骨室のほか、事業者が必要と判断する箇所に脱臭設備を設置すること。方式については、換気対象室の用途及び換気対象要因を基に検討し、事業者の提案によるものとする。

ウ 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。

エ 各室について臭気、熱気等がこもらないように、また騒音についても十分配慮し、対策を施すこと。

オ 全熱交換器を積極的に採用し、省エネルギーに取り組むこと。

(4) 排煙設備

ア 排煙は自然排煙を原則とするが、必要に応じて機械排煙を行うことのできる設備とすること。

(5) 衛生器具設備

ア 子どもや高齢者、障害者等も含めたすべての利用者が安心して利用できるユニバーサルデザインに配慮した使いやすい器具を採用すること。

イ 節水型の器具を採用すること。

(6) 給水設備

ア 必要水量を必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。

イ 保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質にすること。

ウ 事業者の収益的事業に関する系統には量水器（パルス式）を設置し、中央監視設備等で記録できるようにすること。

(7) 給湯設備

ア 必要温度及び必要湯量を、必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。

イ 保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質とすること。

ウ 従事者等が使用できる給湯設備を検討すること。

エ その他の給湯設備を設置する部屋及び給湯設備の方式は、事業者の提案によるものとする。

オ 本施設は災害時の業務継続性を高めるため、中圧ガスを引き込む予定となっている。マイクロコージェネレーションシステムの検討に付随する給湯設備の活用についても検討を行うこと。

(8) 排水設備

ア 原則として自然流下により、滞ることなく速やかにかつ衛生的に排水できるものを設置す

ること。

(9) 消防設備

ア 消防法等の規定に基づく消防設備を設置すること。

第3章 施設整備業務要求水準

1 総則

本事業は、敷地内において、毎日（1月1日及び2日を除く）火葬業務を執行しながらの施工となる。火葬ゾーンを中心とする第1期工事の完了までは旧火葬設備を運用し、同完了後は、新施設の部分使用により新火葬設備を運用することにより、中断なく火葬業務を継続しながら、待合ゾーンを中心とする第2期工事を施工する計画である。

また、敷地内には、付帯設備として、多目的グラウンド、多目的球技場、児童公園があり、駐車場については、隣接する体育館（地域スポーツ施設）の利用者も利用しており、工事期間中も利用に供される予定である。

施設整備業務の実施にあたっては、これらの点に留意すること。

1. 1 業務区分

事業者が実施する業務は以下のとおりとする。

- (1) 事前調査業務・関係機関等との調整業務
- (2) 設計業務（各種関連業務を含む）
- (3) 建設業務
- (4) 現施設の解体・撤去業務
- (5) 家具・備品等整備業務
- (6) 各種申請等業務
- (7) 稼動準備業務
- (8) 統括管理業務
- (9) その他施設整備上必要な業務

1. 2 基本要件

- (1) 関係法令及び関係官庁規制・規格等を遵守し、事業契約書に定める期間内に本施設の建設を完了すること。
- (2) 本要求水準書に記載のないものについても、要求水準達成のため又は性能を発揮するために必要な設備等は、すべて整備すること。
- (3) 維持管理における作業性も含め、建築と設備及び火葬炉の総合的・経済的な検討を行って施設計画、建築設備及び付帯設備、火葬炉設備等を計画すること。
- (4) 火葬炉設備は、本要求水準書に記載された火葬・冷却時間、運転回数能力及び公害防止基準を遵守すること。この場合、市が提示した火葬重量と異なっても、火葬時間を除き、その性能は保証されるものとする。
- (5) 事業者は、業務の詳細について市と連絡を取り、かつ十分に打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (6) 施工に当たっては、効率性、経済性を十分検討し、周辺地域への配慮及び環境への負荷低減に取り組むこと。

1. 3 仕様

設計及び施工においては、原則として第1章4. 3「各種基準等」によることとし、公共施設の標準的水準以上を確保すること。

1. 4 材料及び機器の選定

- (1) 本設備に使用する材料及び機器は、本要求水準を満たし、目的達成に必要な能力、規模を有するものを事業者により検討したうえで、最適なものを選定すること。
- (2) 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、すべて新品とする。また、日本産業規格（J I S）、電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）、日本電機工業会規格（J E M）に規格が定められているものは、これらの規格品を使用する。
- (3) 使用材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ、選定すること。また、できる限り汎用品を用いること。
- (4) 高温部に使用される材料は、耐熱性に優れたものであること。
- (5) 腐食性環境で使用する材料は、耐蝕性に優れていること。
- (6) 磨耗のおそれのある環境で使用する材料は、耐磨耗性に優れていること。
- (7) 屋外で使用されるものは、対候性に優れていること。
- (8) 駆動部を擁する機器は、低騒音、低振動性に優れていること。

1. 5 保険

事業者は、設計・建設期間中、自らの負担により、工事保険及び第三者損害賠償保険に加入すること。

1. 6 契約に適合しない場合

(1) 設計の契約不適合責任

本施設の建設工事は、設計・施工一括発注方式を採用しているため、事業者は施工の内容が契約に適合しない場合に加えて設計の内容が契約に適合しない場合を担保する責任を負う。

不適合の追完等に関しては、契約不適合責任期間を定め、この期間内に性能、機能等に関して疑義が生じた場合、市は事業者に対し、不適合の追完等を要求できる。ただし、市の誤操作、天災などの不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

- ① 設計の契約不適合責任期間は原則、引渡し後3年間とする。
- ② この期間内に発見された設計の契約不適合は、事業者の責任において速やかに改善すること。
- ③ 本施設の引渡し後、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、市と事業者が協議し、事業者が作成した性能試験実施要領に基づき、両者が合意した時期に試験を実施すること。これに要する費用は、事業者の負担とすること。
- ④ 性能試験の結果、事業者の契約不適合に起因し、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、事業者の責任において速やかに改善すること。

(2) 施工の契約不適合責任

契約不適合責任期間は、施設の引渡しを受けた日から以下に示す区分に応じて定める期間とする。ただし、その契約不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、契約不適合責任期間は10年とする。

- ① 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備含む）

建築工事関係の契約不適合責任期間は、引渡し後2年間とする。ただし、その契約不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、契約不適合責任期間は10年とする。なお、市と事業者が協議のうえ、別に定める消耗品についてはこの限りでない。

ただし、防水工事等については下記のとおりとし、保証書を提出する。

ア アスファルト防水	10年
イ 合成高分子ルーフィング防水	5年
ウ 塗膜防水	5年
エ モルタル防水	5年
オ 躯体防水	5年
カ 仕上塗材吹付け	5年
キ シーリング材	5年

② 火葬炉設備関係工事

火葬炉設備工事関係については、引渡し後2年間とする。ただし、市と事業者が協議のうえ、別に定める消耗品についてはこの限りでない。

(3) 契約不適合検査

本施設工事完了後の引渡し後2年目の時点で契約不適合検査を実施する。また、本施設工事完了後の引渡し後2年目の契約不適合検査とは別途、市が契約不適合責任期間内に本施設の性能、機能、耐用等に疑義が生じた場合は、事業者に対し、契約不適合検査を行わせることができるものとする。

事業者は市と協議したうえで、契約不適合検査を実施しその結果を市に報告すること。契約不適合検査にかかる費用は、事業者の負担とする。契約不適合検査による契約不適合の判定は、「契約不適合確認要領書」により行うものとする。契約不適合検査で契約不適合と認められる部分については、事業者の責任において改善、補修すること。

(4) 契約不適合確認要領書

事業者は、本施設の工事期間中に「契約不適合確認要領書」を市に提出しその承諾を受けること。

(5) 契約不適合確認の基準

契約不適合確認の基本的考え方は、以下のとおりとする。各設備の契約不適合判定基準については、事業者が提出する契約不適合確認要領書の内容を市と協議により決定した基準とする。

- ア 運転上支障のある事態が発生した場合
- イ 構造上、施工上の欠陥が発見された場合
- ウ 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等を発生し、著しく機能が損なわれた場合
- エ 性能に著しい低下が認められた場合
- オ 主要装置の耐用が著しく短い場合

(6) 契約不適合の回復

契約不適合責任期間中に生じた契約不適合は、市の指定する時期に事業者が無償で回復すること。回復に当たっては、改善、補修要領書を市に提出し、承諾を受けること。

2 事前調査業務・関係機関等との調整業務

- ア 本事業で必要と思われる調査（地質調査、測量調査、アスベスト調査、ダイオキシン調査

等)について、事業者は、関係機関と十分協議を行ったうえで実施すること。なお、市が実施済みの調査結果については、資料7「アスベスト調査結果」～資料8「ダイオキシン調査結果」に示す。

イ テレビ電波障害の調査を着工前及び完成後に行うこと。

ウ 調査を行うために申請手続きが必要な場合は、適宜、実施すること。

エ 調査を行うに当たっては、事前に市と協議・調整を行ったうえで、必要に応じて住民説明を行う等、近隣に配慮して業務を進めること。なお、市との事前の協議・調整については、スケジュールを考慮しながら、十分に検討時間を確保すること。

3 設計業務（各種関連業務を含む）

3. 1 業務の対象

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、本施設を整備するために必要な基本設計及び実施設計（仮施設設計画に基づき各施設を整備するために必要な設計を含む。）を行う。建築主事への計画通知等、設計に伴い必要な法的手続き及び関係機関協議等は、事業者の責任により実施する。

3. 2 業務期間

設計業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき、事業契約書に定めるものとする。

なお、工期短縮の必要から、仮設事務所棟の建設、仮通路の設置、仮設上水道設備の整備、下水道設備の移設については、本体工事等に先立ち建設工事請負契約を別途契約する計画のため、これらの設計を先行して行い、設計図書等を提出すること。

3. 3 実施体制

- (1) 設計業務管理技術者、照査技術者を、設計業務の開始から完了まで配置すること。
- (2) 設計業務管理技術者、照査技術者については、設計企業と応募資格審査書類の受付を行う日の3か月以上前から直接的な雇用関係にある者とする。なお、設計業務管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない。
- (3) 設計業務管理技術者、照査技術者は、一級建築士資格を有すること。
- (4) 事業者は、設計業務に関する業務実施体制表を作成し、市へ提出して承諾を受けること。
- (5) 業務の期間中に、設計業務管理技術者、照査技術者について市が不適当とみなした場合は、事業者は速やかに適切な措置を講じること。
- (6) 設計業務管理技術者、照査技術者の変更は、施設整備の完成・引渡しまでの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして市が承諾した場合の他は、変更を認めない。
- (7) 各担当者に変更が生じた場合は、市と協議のうえ、当初予定者と同等以上の資格及び実績等を有する者を選定すること。なお、市が、その者を不適当であるとみなした場合、事業者は速やかに適切な措置を講じること。
- (8) 事業契約締結後速やかに、提案時に配置を予定した各技術者を選定し、市に通知しなければ

ばならない。

3. 4 設計業務計画書の提出

事業者は設計業務着手前に、詳細工程表を含む「設計業務計画書」を作成し、市に提出して承認を得ること。

なお、設計業務計画書には、責任者を配置した設計体制を定め、明記すること。

3. 5 設計内容の協議等

市は、事業者に設計（基本設計、実施設計）の検討内容について、いつでも確認することができるものとする。設計は、契約時の要求水準を基に、市と十分に協議を行い、実施するものとする。

3. 6 進捗状況の管理

設計の進捗管理は事業者の責任において実施すること。

3. 7 設計の変更について

- (1) 市は、事業者に対して、事業者の提案を逸脱しない範囲で設計の変更を求めることができるものとする。
- (2) 事業者は、市からの設計変更の要求が、大幅な費用の増額や、工期の変更を要しない限り、契約の範囲内でこれに対応するものとする。
- (3) 市による設計変更の要求の結果、大幅な費用の増額が必要となった場合、その費用は市が負担するものとする。また、大幅な費用の縮減を伴う場合は、契約金額の減額を行うものとする。
- (4) 設計変更については、事業者は、市と十分な協議を経て意思の疎通を図り、協力して進めるよう努めること。
- (5) 上記のほか、設計の変更に関する事項は事業契約書にて定めるものとする。

3. 8 業務の報告及び設計図書等の提出

事業者は、設計業務計画書に基づき定期的（1回/月程度以上）に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、次に示す設計図書等を市に提出して承諾を得ること。提出する設計図書等は、最終的に事業契約書で定める。なお、設計図書に関する著作権の扱いは契約書に示すものとする。

(1) 基本設計

- ア 基本設計図
- イ パース図
- ウ 基本設計説明書
- エ 意匠計画概要書
- オ 構造計画概要書
- カ 設備計画概要書
- キ 設計・工事工程表

- ク 工事費概算書
- ケ 諸官庁協議書、打合議事録
- コ 要求水準書等チェックリスト
- サ 地質調査報告書
- シ 測量調査報告書
- ス その他市が必要とする書類

※ 地質調査報告書及び測量調査報告書は、市が実施したもの以外に事業者が独自に調査を行った場合のみ提出すること。

※ 各図書類及び電子媒体一式を２部提出すること。

(2) 実施設計

- ア 実施設計図
- イ 実施設計説明書
- ウ 工事工程表
- エ 数量調書
- オ 工事費内訳明細書
- カ 構造計算書
- キ 設備設計計算書
- ク 備品リスト、カタログ
- ケ 建物求積図
- コ 許可等申請、各種届出等
- サ 諸官庁協議書、打合議事録
- シ 要求水準書等チェックリスト
- ス その他市が必要とする書類

※ 工事費については、内容により、単独負担、起債、国・県の補助金など、市側の財源確保の方法が異なる場合がある。工事費内訳明細書作成の際には、実際の工事出来高に応じて工事の発注年度ごとに、市が示す基準に従い、内訳を明記したものを別途作成すること。

※ 各図書類及び電子媒体一式を２部提出すること。

(3) その他の設計（解体工事、仮設工事等）

- ア 実施設計図
- イ 実施設計説明書
- ウ 工事工程表
- エ 数量調書
- オ 工事費内訳明細書
- カ 構造計算書
- キ 設備設計計算書
- ク 備品リスト、カタログ
- ケ 建物求積図
- コ 許可等申請、各種届出等
- サ 諸官庁協議書、打合議事録
- シ 要求水準書等チェックリスト

ス その他市が必要とする書類

※ 各図書類及び電子媒体一式を2部提出すること。

3. 9 留意事項

- (1) 事業者は、事業契約書に基づき、着手届、工程表、主任技術者届及び完了届を提出すること。
- (2) 基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められるものとする。
- (3) 基本設計において、主要な寸法、おさまり、材料、技術等の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とすること。
- (4) 基本設計完了後、設計内容が本要求水準書及び提案書に適合していることについて市の確認を受け、実施設計業務に移ること。
- (5) 実施設計は、工事の実施に必要なかつ事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とする。
- (6) 本事業は工事監理を含むため、事業者は、設計の意図が適切に建設業務に反映されるよう、設計担当者に工事監理業務を行わせること（設計業務管理技術者に行わせることが望ましい。）。
- (7) 第1期工事部分は部分使用することから、設計にあたっては、降雨による浸水対応、施設の施錠、機械警備の実施等を考慮すること。

4 建設業務

4. 1 業務の対象

各種関連法令等を遵守し、本要求水準書、事業契約書、設計図書、事業者提案等に基づき、上下水道管の移設、仮設事務所棟の整備、仮通路の整備、道路の移設、現施設の解体及び本施設の建設工事並びに関連業務を行う。

工事施工にあたっては、周辺施設も含め、施設利用者の安全に十分留意すること。

4. 2 業務期間

設計業務終了後から令和11年3月までとする。なお、第1期工事後の部分使用による供用開始は令和9年4月まで、第2期工事後の供用開始は令和11年1月までとし、具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定めるものとする。

4. 3 実施体制

- ① 監理技術者、現場代理人、工事主任、現場担当者を定めること。
- ② 監理技術者を、本工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者を本工事に専任で配置する場合は、専任を要しない。
- ③ 監理技術者、現場代理人は、建設企業と応募資格審査書類の受付を行う日の3か月以上前から直接的な雇用関係にある者とする。

- ④ 事業者は、建設業務に関する業務実施体制表を作成し、市へ提出して承諾を受けること。
- ⑤ 業務の期間中に、監理技術者、現場代理人、工事主任、現場担当者について市が不適当とみなした場合は、事業者は速やかに適切な措置を講じること。
- ⑥ 監理技術者、現場代理人の変更は、施設整備の完了までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして市が承諾した場合の他は、変更を認めない。
- ⑦ 各担当者に変更が生じた場合は、市と協議のうえ、当初予定者と同等以上の資格及び実績等を有する者を選定すること。なお、市が、その者を不適当であるとみなした場合、事業者は速やかに適切な措置を講じること。
- ⑧ 提案時に配置を予定した各技術者を選定し、市に通知しなければならない。
- ⑨ コリンズ（CORINS）への登録は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各仕様書のとおりとする。

4. 4 基本要件

- ① 事業者は、設計の意図を適切に引継ぎ、建設業務を行うこと。
- ② 騒音、振動、悪臭、水質、粉じん発生、交通渋滞その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。とりわけ、敷地西側は住宅地が近接していることから、事業施行時にはこれら住宅地への影響について特に配慮し、住民等から苦情や要望が寄せられた場合には、遅滞なく市に通知したうえで適切に対応し、その結果について書面で報告すること。
- ③ 工事は原則として日曜日及び年末年始は行わないこと。地域住民の生活環境や通学時間等に配慮し、工事時間については市と協議の上決定すること。
- ④ 工事期間中は周辺環境に支障をきたさないよう十分配慮し、影響が予測される場合には事前に市と協議すること。
- ⑤ 本事業は、常に火葬場を運用しながらの施工となる。最後のお別れや、収骨の時間帯においては、会葬者の心情に配慮し、できる限り騒音・振動等の発生を抑制するよう配慮すること。また、施設の敷地内には、多目的グラウンド、多目的球技場、児童公園等が整備され、駐車場は隣接する体育館（地域スポーツ施設）の利用者にも供されるため、工事車両の通行等に当たっては、施設利用者に事故等が生じないよう、また、利用者等の通行の妨げにならないよう、配慮すること。
- ⑥ 工事中に第三者に及ぼした損害については、遅滞なく市に報告の上、原則として事業者が責任を負うものとする。
- ⑦ 建設期間中は工事進捗状況等が確認できるよう、周辺地域住民等に広報業務を行うこと。

4. 5 着工前の業務

~~(1) 性能試験~~ **【R6.9.10 削除】**

~~事業者は、工事着工前に、第2章6.1「(5)性能試験」に示す性能試験を行うこと。~~

(2) 準備調査等

着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。なお、近隣住民との調整については、その対象者、調整方法、時期等について、必ず事前に市に通知し、その指示を受けて実施すること。

(3) 各種申請及び資格者の配置

① 工事に伴う許認可等の各種申請等は事業者の責任において行うこと。また、必要な場合には関係機関へ施工承認の協議を行うこと。ただし、市は、事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料の提供その他の協力を行う。

② 工事に伴い必要となる有資格者については、関係法令等に則り適切に配置すること。

(4) 施工計画書等の提出

事業者は、契約後10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に詳細工程表を含む「総合施工計画書」を作成し、次の書類とともに市に提出すること。

ア 工事実施体制	2 部
イ 工事着工届（工程表を添付）	2 部
ウ 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）	2 部
エ 仮設計画書	2 部
オ 総合施工計画書	2 部

(5) 工事概要パンフレットの作成

事業者は、工事着工前に、本工事についての概要を示したパンフレットを1,000部作成し、原稿データとともに市に提出すること。構成及び提出時期については、市と協議し決定する。

(6) 施工体制

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。なお、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体制図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

4. 6 建設期間中の業務

(1) 建設工事

① 事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。

② 市は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、何時でも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。周辺地域に万が一悪影響を与えた場合や、近隣住民から苦情を受けた場合は、遅滞なく市に報告したうえで、事業者の責任において丁寧に誠意をもって苦情処理を行い、その結果について書面で市に報告すること。なお、市から別途指示があった場合は、これに従い対処すること。

③ 工事から発生した廃棄物等については、関係法令等に定められたとおり適正に処理すること。

④ 工事により発生する廃材等のうち再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。

⑤ 隣接する道路等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。

⑥ 工事期間中は火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万一火災、災害等が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。なお、建設期間中の不可抗力による追加費用等の負担に関しては、事業契約書にて詳細を示すものとする。

(2) 駐車場補修及び児童公園再整備等

- ① オーバーレイ工法による駐車場補修を行うこと。
- ② 駐車場北側（敷地の北側境界）に現在設置しているフェンスについては、撤去のうえ再整備すること。
- ③ 仮設事務所棟及び仮通路の整備により撤去した児童公園は、本施設の完成後に再整備すること。
- ④ 既設慰霊碑周辺について、本施設外構整備の一部として整備すること。

(3) その他

① 工事進捗状況の広報活動

事業者は、市がホームページで工事進捗状況を公開するために必要な建設工事期間中の工事状況写真等を、必要に応じて提供すること。

② 工事関係書類

事業者は、建築期間中には次の書類を当該事項に応じて遅滞なく市に提出すること。

ア 各種機器承諾願の写し	2 部
イ 産業廃棄物処分計画書	2 部
ウ 主要工事施工計画書	2 部
エ 主要工事施工図	2 部
オ 生コン配合計画書	2 部
カ 各種試験結果報告書	2 部
キ 各種出荷証明	2 部
ク マニフェスト管理台帳	2 部
ケ 工事記録	2 部
コ 工事履行報告書及び実施工程表	2 部
サ 段階確認書及び施工状況把握報告書	2 部
シ 工事打合せ簿	2 部

4. 7 完成後の業務

(1) 完成検査及び完成確認

本施設の完成検査及び完成確認は、次の規定に即して実施すること。ただし、それらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しない。

① 性能試験

事業者は、竣工時に、第2章6. 1「(5)性能試験」に示す性能試験を実施すること。

② シックハウス対策の検査

ア 事業者は完成検査に先立ち、「室内空气中化学物質の測定マニュアル」（厚生労働省）により本施設の主要諸室におけるホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、その結果を市に報告すること。

イ 測定値が、厚生省生活衛生局長通知「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について」に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、市の完成確認等までに是正措置を講ずること。

③ 事業者による完成検査

ア 事業者は、本施設の完成検査及び機器・器具の試運転検査等を実施すること。

イ 完成検査及び機器・器具の試運転検査等の実施については、実施日の14日前に市に書面で通知すること。

ウ 市は、事業者が実施する完成検査及び機器・器具の試運転に立会うことができるものとする。

エ 事業者は、市に対して完成検査、機器・器具の試運転の結果を必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

④ 市の完成確認等

ア 市は、事業者による完成検査、法令による完成検査及び機器・器具の試運転検査の終了後、本施設について完成確認を実施するものとする。

イ 市は、事業者の立会いの下で、完成確認を実施するものとする。

(2) 完成図書の提出

① 事業者は、市による完成確認に必要な次の完成図書を提出すること。なお、これらの図書は本施設内にも保管すること。

ア 工事完了届	2 部	
イ 工事記録写真	2 部	
ウ 完成図（建築）	}	一式（A3 二つ折り製本 4 部（黒表紙金文字）及び 左記図面等が収録された電子媒体一式 1 部）
エ 完成図（造成及び外構）		
オ 完成図（電気設備）		
カ 完成図（機械設備）		
キ 完成図（什器・備品配置票）		
ク 完成工事費内訳明細書	2 部（起債対象の内外を区分けし、かつ工事の 発注年度ごとに区分けしたものを作成 すること。）	
ケ 備品リスト	2 部	
コ 備品カタログ 1 部		
サ 完成検査調書（事業者によるもの）	1 部	
シ 揮発性有機化合物の測定結果	1 部	
ス 完成写真	2 部（内外全面カット写真をアルバム形式及び 電子媒体）	
セ 要求水準書等チェックリスト	2 部	
ソ その他市が必要とする書類		

② 完成写真の著作権等については、次のとおりとする。

ア 事業者は、市による完成写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。

イ 事業者は、かかる完成写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。

ウ 完成写真は、市が行う事務、市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用するものとする。この場合において、著作者名を表示しないことができるものとする。

エ 事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、完成写真が公表されないようにし、かつ、完成写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。

5 現施設の解体・撤去等業務

5. 1 事業者の業務範囲

現施設及び仮設事務所棟の解体・撤去の設計、工事を行う。

5. 2 基本要件

(1) 業務の概要

- ① 清浄会館の建替計画を踏まえ、下記の業務期間までにそれぞれの施設の解体及び撤去を完了すること。
- ② 必要に応じて各種インフラ設備の仮設経路を確保すること。

(2) 業務期間

- ① 設計 令和7年7月末日まで
- ② 工事
 - ・現施設北側部分 令和8年6月末日まで（予定）
 - ・現施設南側部分 令和9年10月末日まで（予定）

(3) 業務実施上の留意点

- ① 実施にあたっては、あらかじめ現地にて使用材料等の調査を行って総合施工計画書及びリサイクル計画書を作成し、市に提出すること。
- ② 総合施工計画書及びリサイクル計画書ほか、工程表その他解体・撤去など業務の着工前及び業務期間中に提出する書類は、市と協議の上、解体・撤去等業務実施前の適切な時期に提出すること。
- ③ 事業区域内に残存する備品、燃料等も含めて、原則としてすべて解体・撤去及び処分を行うこと。なお、市にて一部、再利用する備品等がある場合は、この限りでない。市にて一部、再利用する備品の有無については、設計・建設期間中に協議を行い、決定すること。
- ④ その他、本要求水準書第3章「施設整備業務要求水準」が示す水準とすること。

(4) 完成図書の提出

事業者は、市による完成確認に必要な次の完成図書を提出すること。

ア 工事完了届	2部
イ 工事記録写真	2部
ウ 完成図（解体の記録含む）	一式（A3二つ折り製本4部（黒表紙金文字）及び左記図面等が収録された電子媒体一式1部）
エ 完成検査調書（事業者によるもの）	1部
オ 完成写真	2部
カ その他市が必要とする書類	

(5) 解体・撤去

- ① 事業者は、解体対象となる施設について現状を確認の上、解体及び撤去を行うこと。
（資料9-1～3「既存施設図面」参照。）

- ② 基礎及び地下燃料貯蔵施設は原則としてすべて撤去するものとし、撤去状況を工事記録として残すこと。また、必要な届出を行うこと。
- ③ アスベスト使用部分（アスベストについては未調査）の解体・撤去については、関係法令及び法令適用基準に定められた方法により、調査及び施工を行うこと。
- ④ 工事実施にあたっては、周辺環境の保全に留意すること。
- ⑤ 厚生労働省労働基準局長通知「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」で示した廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱等を参考に、ダイオキシン類の拡散防止に努めること。
- ⑥ 施工の際には、現施設又は新施設において行われるお別れや収骨、告別式等への騒音・振動対策などを十分に行うこと。
- ⑦ 施工の際には、近隣住宅地への影響について特に配慮し、騒音・振動対策などを十分に行うとともに、万が一、苦情や要望を受けたときには、遅滞なく市に連絡の上、事業者の責任において、丁寧に誠意をもって対処し、その結果について書面で市に報告すること。なお、市から別途指示があった場合は、これに従い対処すること。

(6) 廃棄物の処分

- ① 解体・撤去により発生した廃棄物は、関係法令を遵守して適正に処理すること。
- ② 地下燃料貯蔵施設等の解体による廃棄物については、内蔵される残存燃料等も含めて適法に処理すること。
- ③ 敷地内の一部には、鉄化石（ごみを圧縮成型した後に金網で梱包し、表面をアスファルトでコーティングして埋設したもの）が埋蔵されている。鉄化石のおおよその埋蔵位置は資料10-1「鉄化石埋設図」のとおりである。

建設工事に伴い掘削した鉄化石は、産業廃棄物として処理すること。処理費用はすべて事業者の負担とする。

なお、産業廃棄物として適正処理したことを証する書面及び処理過程の写真等を成果物として納品すること。

6 家具・備品等整備業務

- ① 事業者は、本事業の維持管理・運営に必要と考えられる家具・備品等を提案し、その設置及び整備を建設期間中に実施すること。なお、家具・備品等は、建物と同様市の所有物とする。
- ② 施設内の適切な場所に自動体外式除細動器（AED）を設置すること。調達はリース方式を原則とする。
- ③ 家具・備品等は、室内空間と調和し、お別れの場にふさわしいものの選定に努めること。
- ④ 家具・備品等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定すること。
- ⑤ 本事業における家具・備品等は、既製品の調達を基本とするが、事業者の提案により同等以上の作り付け等の家具・備品等を計画することを認めるものとする。
- ⑥ 事業者は、家具・備品等の整備について契約時の要求水準を基に、内容を市と協議すること。
- ⑦ 家具・備品等の設置に当たっては、第2章5「施設構成及び諸室要件」に示す条件にも考慮しながら、給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについて適宜、計画して設置すること。

- ⑧ 事業者は、市の完成確認までに家具・備品等に対する耐震対策や動作確認等を行うこと。
- ⑨ 事業者は、整備した家具・備品等について備品台帳（リース品も含む）を作成し市に提出したうえで、維持管理業務を行うこと。また、カタログ、保証書等についてもファイリングの上、市に提出すること。

7 各種申請等業務

- ① 本事業を実施するに当たり、本要求水準書及び事業契約書で示す法令及びその他関係法令で必要な申請がある場合は、事業実施に支障のないよう、各種申請等を適切に実施すること。
- ② 建築確認申請、都市計画決定手続きなどを行うために必要となる図面その他の資料の作成を行うこと。
- ③ 上記のほか、市が本事業を実施するうえで必要な申請を行う際、事業者は必要な協力を行うこと。

8 稼働準備業務

(1) 稼働準備

施設が供用開始後支障なく稼働するよう、従事者の研修等を含めた稼働準備業務を行うこと。なお、これらに必要な資材及び消耗品等の調達については、事業者の負担とする。

(2) 竣工パンフレットの作成

事業者は、供用開始前までに、本施設の概要を示したパンフレットを1,000部作成し、原稿データとともに市に提出すること。なお、パンフレット並びにパンフレット記載事項の著作権は、全て市に帰属するものとする。作成にあたっては、記載内容が、第三者の著作権に抵触することがないように留意すること。

9 統括管理業務

9. 1 業務の概要

事業者が実施する個別業務について、施設整備業務完了までの全期間にわたり、総合的かつ包括的に統括して管理できる体制を構築することを目的として本業務を実施するものである。

なお、統括管理業務の区分は、次のとおりとする。

- ① 統括マネジメント業務
- ② 総務業務
- ③ モニタリング業務

9. 2 実施体制

- (1) 事業者は、事前調査業務、設計業務、建設業務、解体・撤去等業務、備品等整備業務、各種申請等業務、稼働準備業務の全体を総合的に把握し、調整を行うため、統括管理責任者を配置すること。
- (2) 統括管理責任者は、原則として設計業務管理技術者をもって充てること。設計業務管理技術者以外の者を統括管理責任者とする場合は、次の要件を満たす者であることとし、市の承認を受けること。

- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
- ② 要求水準書を熟知し、各業務について必要な知識や技能を有する者であること。
- ③ 本事業のうち、設計業務・建設業務のそれぞれのカテゴリーに含まれる個別業務について、一元的に統括管理し、そのとりまとめができる者であること。
- ④ 現場で生じる各種課題や市からの求めに応じ、的確な意思決定を導き出せる者であること。
- ⑤ 総括管理責任者は、施設整備業務を行う企業の正社員であること。

9. 3 業務の詳細

統括管理者が行う統括管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 業務の進捗に応じた報告書のほか、事業者が市に提出する書類の作成を管理し、とりまとめて市に報告すること。
- (2) 要求水準書の達成状況を確認し、市に報告すること。
- (3) 要求水準未達の恐れがあることが判明したときは、遅滞なく市に報告するとともに、改善方法について検討し、速やかに業務に反映すること。
- (4) 報告の時期及び回数については、市と協議の上決定すること。

10 その他施設整備上必要な業務

本事業を実施するに当たり、本要求水準書及び事業契約書で示す内容を満たすうえで、その他に施設整備上必要な業務がある場合は、本事業実施に支障のないよう、適切に実施すること。

第4章 維持管理業務要求水準

1 総則

1. 1 業務区分

事業者が実施する業務は以下とする。

- (1) 建築物保守管理業務
- (2) 建築設備保守管理業務
- (3) 火葬炉設備保守管理業務
- (4) 各種申請等業務
- (5) 開業準備業務
- (6) 清掃業務
- (7) 環境保全業務
- (8) 家具・備品等管理業務
- (9) 植栽・外構・周辺施設等維持管理業務
- (10) 警備業務
- (11) 残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務
- (12) 事業期間終了前の引継業務
- (13) その他維持管理上必要な業務

1. 2 業務対象範囲

事業用地のうち、資料11「業務対象範囲図」に示す範囲とする。

1. 3 基本要件

本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、公共サービスの提供その他の各種業務が、安全かつ快適に行われるよう施設の維持管理を行い、適切な状態を保持すること。

(1) 維持管理業務における基本的な考え方

事業者は、次の考え方を基本として維持管理業務を実施すること。

- ① 本施設及び各種設備が有する所定の性能及び能力を長期にわたり維持するため、継続的・計画的に保守、点検等を行うとともに、不具合箇所の早期発見・早期対処に努めること。
- ② 万が一不具合や故障等が発生したときは、速やかに修繕等を実施し、施設機能の維持回復を図ること。
- ③ 省資源・省エネルギーを推進し、環境に配慮した施設運営に努めること。
- ④ 適切な維持管理の実施による施設の長寿命化の試みや、省エネルギー運営の徹底等を通じて、ライフサイクルコストの削減に努める。
- ⑤ 施設的环境を安全、快適かつ衛生的に保ち、従業員や利用者等の健康を確保するよう努める。

(2) 仕様

- ① 維持管理業務の実施に当たっては、建築保全業務共通仕様書の最新版の点検項目を事業者の判断で適宜参考にして、建物・設備等の点検・保守の計画を行うこと。なお、共通仕様書に示された点検周期（「3 か月に1回」「1年に1回」等）については仕様外とし、適切な保守管

理が行われることを前提として、事業者の提案によるものとする。

- ② 建築部材の標準的な耐用年数を踏まえ、本事業の事業期間内における建築物及び建築設備等の大規模修繕は想定していない。事業者は、本施設の良い状態を維持するため、事業期間中に予想される修理・交換ニーズをあらかじめ把握し、事業終了後の施設状況を想定した上で、維持管理・運營業務期間全体の「長期修繕計画書」を作成し、効果的・効率的に修繕・更新を実施すること。
- ③ 事業者は、定期的に建物及び建築設備の診断を実施し、施設の機能維持に努めるとともに、自ら実施する業務について定期的にセルフモニタリングを実施し、業務水準の維持・改善を図ること。
- ④ 業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、全て事業者の負担とすること。
- ⑤ 環境や品質に配慮した運営ができる仕組みを規格化した、環境 ISO 14001、品質 ISO 9001 に配慮すること。

1. 4 施設及び設備・備品等の不具合及び故障への対応

- ① 点検（法定点検を含む。）及び保守等の実施は、「年度維持管理計画書」に従って実施するとともに、記録を行うこと。
- ② 事業者が建物及び各種設備・備品等の不具合及び故障等を発見した場合、又は第三者からこれらの不具合及び故障等に関する指摘を受けた場合は、速やかに写真等の資料を添えて市に報告したうえで、修繕又は更新計画を策定し、市の承認を得て、補修、修繕、更新等を行うこと。なお、必要に応じて市に立ち会いを求めること。また、不具合や故障が緊急性を要する場合にあっては速やかに補修等を実施し、支障のない状態に回復させる作業と並行して、市に告知し、後日、不具合等の状況と修繕・更新結果について、写真を添えて報告書を提出すること。なお、不具合や故障の状況、修繕・更新結果については、並行して日報・月報にも記録すること。ただし、軽微なものについては、後日「日報」「月報」等の提出をもって報告に代えることができる。
- ③ 事業者は、建築物・建築設備等の補修・不具合・修繕等を一元管理することができるよう「施設管理台帳」を整備・保管し、市の求めに応じて速やかに提出できるようにすること。
- ④ 事業者は、利用者又は第三者の故意又は過失による建物、設備、周辺施設等の棄損、汚損、その他敷地内における非違行為又はそれと疑わしい事象を発見したときは、速やかに市に告知するとともに、後日、写真等を付した書面により報告しなければならない。

1. 5 修繕・更新について

- ① 修繕・更新業務は、基本的に「長期修繕計画」に基づいて実施するものとし、計画外に修繕・更新の必要が生じた場合についても、速やかに対応すること。
- ② 事業期間中、通常の使い方をして、劣化、故障又は破損したもの（施設・設備機器を含む）に必要な修繕、更新等の方法は事業者の提案によるものとし、これにかかる費用は事業者の負担とする。
- ③ 修繕、更新等に当たって使用する材料は、ホルムアルデヒドをはじめとする揮発性有機化合物の化学物質の削減に努めること。
- ④ 修繕・更新等を実施するときは、原則として次の手順を経ること。ただし、緊急性を要する

場合は、現状報告書並びに修繕・更新計画書の提出及びその承認は、修繕・更新等に並行して口頭で行い、事後の書面による報告をもってこれに代えることができる。この場合において、口頭報告の際に、市から求めがあったときは、随時、写真・図面等必要な資料を提出すること。また、修繕・更新等のうち、軽微なものについては、日報・月報への記載をもって、これに代えることができる。

ア 写真付き書面による現状報告書の提出

イ 修繕・更新計画書の提出（ウにおいて改善指示があった場合は、計画書の再提出）

ウ 市の承認又は改善指示

エ 修繕・更新等の実施

オ 写真付き書面による修繕・更新結果についての報告書の提出

- ⑤ 修繕・更新を行った内容を履歴として「施設管理台帳」に記録し、完成図面等に反映すること。また、常に最新の設備等の状態がわかるように管理し、市の求めに応じて速やかに完成図面等の書面を提出すること。

1. 6 実施体制

事業者は、以下のとおり維持管理業務責任者及び維持管理業務従事者を定め、業務開始前に市に提出し、承諾を受けること。なお、各責任者等を変更した場合も同様とする。

- ① 事業者は、維持管理業務全般の指示及び管理を行う維持管理業務責任者のほか、維持管理業務の各業務を行う維持管理業務従事者を定めること。
- ② 維持管理業務責任者及び業務従事者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、関係法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。
- ③ 維持管理業務責任者は、構成企業のうち、維持管理業務を行う企業の正社員とすること。
- ④ 維持管理業務責任者は、本施設へ常駐するものとし、不在の場合は代理者を選定すること。
なお、代理者については、維持管理業務を行う企業の正社員であることを求めない。
- ⑤ 事業者は、業務の一部を構成員以外の第三者に委託する場合は、あらかじめ市の承諾を受けること。
- ⑥ 業務の実施に当たっては、地元の人材等の活用に配慮すること。

1. 7 維持管理計画及び報告

(1) 提出書類

次に示す各種計画書・報告書・台帳等を作成し、市に提出すること。

運転日誌及び点検記録（日常、定期）、整備記録及び事故等報告書は、事業期間中保管すること。年度維持管理計画書及び年度維持管理報告書において、本事業に関する収支計画も記載すること。

内容		作成	提出
全体	長期維持管理計画書	供用開始年度	供用開始前
	長期修繕計画書	供用開始年度	供用開始前
	施設管理台帳	供用開始前	毎年

	備品台帳	供用開始前	毎年
	年度維持管理計画書	毎年毎	毎年度
	年度維持管理報告書	毎年度	毎年度
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	業務日報	毎日	（市の求めに応じて）
	次期修繕更新提案書	事業期間終了 3 年前	事業期間終了 3 年前
		（時点修正版） 事業期間終了 1 年前	（時点修正版） 事業期間終了 1 年前
建築設備	年度維持管理計画書	毎年度	毎年度
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	法定・定期点検記録	実施時	実施後 30 日以内
	不具合・故障報告書	随時	随時
	修繕・更新報告書	随時	随時
火葬炉設備	年度維持管理計画書	毎年度	毎年度
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	運転日誌	毎日	（市の求めに応じて）
	日常点検記録	毎日	（市の求めに応じて）
	定期点検・整備記録	実施時	実施後 30 日以内
	事故等報告書	事故等発生時	即時
	不具合・故障報告書	随時	随時
	修繕・更新報告書	随時	随時
清掃・植栽外構、警備等	年度計画書	毎年度	毎年度
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	不具合・故障報告書	随時	随時
	修繕・更新報告書	随時	随時

(2) 長期修繕計画書

- ① 事業者は、維持管理業務の開始に先立ち、事業期間中の「長期修繕計画書」を作成し、供用開始の2か月前までに市に提出し、承認を受けること。具体的な修繕方法については、事業者が提案し、市が承諾するものとする。
- ② 「長期修繕計画書」は、事業期間のみならず、事業期間終了後に発生することが想定される修繕・更新等も含めて、ライフサイクルコストの低減が可能となるよう、予防保全の考え方を基本とする。

- ③ 各保守管理業務における修繕・更新業務は、基本的に「長期修繕計画」に基づいて計画するものとし、差異が発生する場合は市と協議を行い、市の確認を得ること。なお、計画外に修繕・更新の必要が生じた場合についても、速やかに対応すること。
 - ④ 「長期修繕計画書」は、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すものとする。
 - ⑤ 「長期修繕計画書」による修繕・更新の結果、建築物、建築設備、火葬炉設備等を継続して使用可能な状態として事業を完了するとともに、少なくとも事業終了後2年以内は、建築物、建築付帯設備等の修繕又は更新が必要とならない状態を確保するものとする。
 - ⑥ 事業者は、「長期修繕計画書」について、施設の劣化状況等を踏まえ、供用開始後5年ごとに内容を更新し、市の承認を得ること。
- (3) 「施設管理台帳」及び「備品台帳」
- ① 事業者は、建築物・建築設備等の保守・不具合・修繕等の情報を一元管理することができるよう本施設の「施設管理台帳」を作成して更新するとともに、市の求めに応じて速やかに提出できるようにすること。
 - ② 本施設の備品については、「備品台帳」による管理を行うこと。
 - ③ 「施設管理台帳」及び「備品台帳」は、事業期間にわたる全てのデータが容易に確認できるよう電子データとすること。
 - ④ 補修・修繕・更新等において完成図書に変更が生じた場合は、随時事業者において変更箇所を反映し、以下の書類を作成すること。修正した図面等は、市の要請に応じて速やかに提出できるよう事業者にて保管すること。
 - ア 竣工図への変更箇所の図示
 - イ 工事内容
 - ウ 変更前、変更後の写真

1. 8 モニタリングの実施

- (1) 事業者は、自らが行う維持管理業務のサービス水準を維持・改善するようセルフモニタリングを実施すること。
- (2) 事業者は、毎月の業務報告書において、モニタリング結果を市に報告すること。
- (3) 市は、事業者の業務サービス水準を確認するため、業務報告書の確認のほか、随時立入検査等により確認を行うものとするが、確認の結果、業務サービス水準を満たしていないと判断したときは、次の手順により事業者は速やかに改善措置を行うこと。
 - ア 立入検査
 - イ 責任者ヒアリング
 - ウ 改善命令
 - エ 改善措置
 - オ 改善報告書の提出
 - カ 再検査
 - キ 承認（又は再改善命令）
 - ク （改善措置）承認されるまでカ、キ、クを繰り返す

1. 9 保険

事業者は、維持管理・運営期間中、自らの負担により、第三者損害賠償保険及び火災保険に加入すること。詳細は事業契約書を参照すること。

1. 10 事業期間終了時の対応

- (1) 事業者は、事業期間終了時において、施設の全てが本要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引き継げるよう維持管理を行うこととし、少なくとも事業期間終了後 2 年以内は、建物（建築物、建築付帯設備）及び火葬炉設備の修繕・更新（ただし、火葬炉の消耗材等の更新等は除く。）が必要とならない状態を基準に、事業期間終了のおおむね 3 年前より、引渡し時の状態について市と協議を行うこと。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容する。
- (2) 事業者は、予防保全を踏まえた事業期間終了までの本事業における維持管理実績を踏まえ、想定される修繕・更新について、ライフサイクルコストの縮減が可能となるよう計画的な方法について、市の求めに応じて助言を行うこと。
- (3) 維持管理業務の期間中に発生する各種の修繕は、市の帰責事由を除き、全て事業者の業務範囲とする。

2 建築物保守管理業務

(1) 業務内容

① 日常保守点検（巡視）

② 法定点検等

ア 非常用発電関係機器

(ア) 月次点検 1 回／2 か月

(イ) 年次点検 1 回／年

イ 消防用設備

(ア) 総合点検 1 回／年

(イ) 機能点検 2 回／年

ウ その他必要な点検等 所定の頻度にて実施

③ 定期保守点検（年 2 回。内壁・外壁・床・屋根・天井・建具・手すり等）

④ 定期保守点検結果により補修・修繕等が必要と判断された箇所その他の不具合箇所の補修・修繕等（随時）

⑤ クレームへの対応（不具合等の点検・修繕等を含む）

⑥ 上記の記録・報告

(2) 留意事項

- ① 施設の建築物（外構を含む。）の性能及び機能を維持し、本施設における公共サービスの提供その他の各種業務が、安全かつ快適に行われるよう外構を含む施設の建物各部の点検、保守、補修・修繕、更新等を実施すること。
- ② おおむね次の各項目について点検を実施すること。点検項目、点検回数等は事業者の提案によるものとする。

項目	要求水準
屋根	・漏水がないこと。 ・ルーフドレン、樋等が詰まっていないこと。 ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・仕上げ材の割れ、浮きがないこと。
外壁	・漏水がないこと。 ・仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、チョーキング、エフロレッセンスの流出がないこと。
建具(内部・外部)	・可動部がスムーズに動くこと。 ・定められた水密性、気密性及び耐風圧性が保たれること。 ・ガラスが破損、ひび割れしていないこと。 ・自動扉及びシャッターが正常に作動すること。 ・開閉・施錠装置が正常に作動すること。 ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・変形、損傷がないこと。
天井、内装	・ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。 ・仕上げ材の剥がれ、破れ、ひび割れがないこと。 ・塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。 ・気密性を要する部屋において、性能が保たれていること。 ・漏水、カビの発生がないこと。
床	・ひび割れ、浮き、又は摩耗及び剥がれ等がないこと。 ・歩行及び火葬業務に支障のないこと。
階段	・通行に支障をきたさないこと。
手すり等	・ぐらつき、ささくれ、腐食、変形等がないこと。
駐車場、構内道路	・路面に凹凸、水たまりが発生しないこと。 ・マーキングの剥がれ、ひび割れがないこと。
側溝	・ひび割れ、欠け等がないこと。 ・落ち葉等で詰まっていないこと。
案内板	・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・変形、損傷がないこと。 ・表示が褪せていないこと。

- ③ 建築物等の補修・不具合・修繕等については「施設管理台帳」に記録すること。また、修理等において完成図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。

3 建築設備保守管理業務

(1) 業務内容

① 日常保守点検（目視点検・利用前動作確認等）及び月次点検

ア 照明

イ 動力設備・受変電設備・自家発電設備

ウ 通信機器（電話・情報通信機器等）

エ 音響機器

オ 排水設備

カ 給水湯設備

キ 都市ガス関連設備

ク 空調・換気・排煙設備

ケ 防災設備

コ その他建築設備全般

サ 電気器具・家具・調度・備品

- ② 不具合箇所の補修・修繕又は更新
- ③ クレーム対応（不具合等の点検・修繕等）
- ④ 上記の記録・報告

(2) 留意事項

- ① 設備の運転・監視については、利用状況、利用時間、気象の変化、利用者の快適さ等を考慮した運転管理計画を策定し、それによって各種設備を適正な操作によって効率よく運転・監視すること。
- ② 施設の性能及び機能を維持し、公共サービスの提供その他の各種業務が、安全かつ快適に行われるよう本施設に設置される電気設備、機械設備、監視制御設備、防災設備、運営支援システム設備及び本事業の建設工事に含まれる備品等について、適切な設備維持管理のもとに運転・監視、点検、保守、修繕、更新等を実施すること。
- ③ 保守点検項目や保守点検回数等は、事業者の提案によるものとする。
- ④ 官公署への届出は必要に応じて確実に行うこと。
- ⑤ 建築設備等の補修・不具合・修繕等については「施設管理台帳」に記録すること。また、修理等において完成図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。

4 火葬炉設備保守管理業務

4. 1 業務の実施

(1) 業務内容

- ① 日常保守点検
 - ア 点検結果の記録・報告
- ② 月次保守点検
 - ア 月次保守点検報告書の作成
- ④ 定期保守点検（年2回）
 - ア 事前協議の実施（市の承認を得る）
 - イ 定期保守点検実施計画書の作成・提出
 - ウ 定期保守点検報告書の作成
- ④ 補修・修繕・更新
 - ア 事前協議の実施（市の承認を得る。ただし、緊急を要する場合を除く。）
 - イ 修繕計画書の作成・更新（同上）
 - ウ 修繕報告書の作成

(2) 留意事項

- ① 火葬業務が安全かつ快適に行われるよう本施設に設置される火葬炉設備の性能及び機能を維持するために、維持管理計画のもとに運転・監視、点検、保守、修繕、更新等を実施すること。
- ② 修繕等が必要な場合は、事業者の負担において、迅速に調査、診断、修繕等を実施すること。

- ③ 公害防止に係る基準の遵守及び性能試験については、第2章6.1「(4)公害防止基準」「(5)性能試験」により実施すること。
- ④ 特に、排ガス処理設備については、バグフィルターが正常に機能するよう適切に管理すること。

4.2 定期検査

事業者は、事業期間中、第2章6.1「(5)性能試験」に示す定期検査を行うこと。

4.3 管理記録の作成及び保管

- (1) 設備の運転・点検整備等の記録として、次のものを作成し、提出すること。
- (2) 運転日誌（日報）、監理月報及び点検記録（日常、定期）、整備記録及び事故等報告書は、事業期間中保管すること。

記録	市に提出	内容
運転日誌（日報）	翌月の10日までに	火葬炉運転日誌、燃焼監視記録、火葬炉設備に係る備品・消耗品の管理記録、性別・年齢別火葬件数等
運転月報	翌月の10日までに	
点検記録（日常）	翌月の10日までに	燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排ガス処理設備、電気計装設備、運営支援システム、付帯設備（燃料供給設備を除く）の点検表
点検記録（定期）	実施後30日以内	
整備記録	実施後30日以内	定期点検整備記録、故障・補修記録
事故等報告書	事故発生時	事故等の記録

4.4 異常発見時の報告・対応

事業者は、運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、次の手順により、速やかに市に報告するとともに必要な対応策を講じること。ただし、緊急を要する場合にあっては、市への報告・対応策の提案等を口頭で行い、後日書面にて追完する方法を採ることができる。また、異常の内容や不具合が軽微なものについては、日報・月報への記載をもって報告等に代えることができるものとする。

- ア 異常の発見
- イ 緊急対応（機器の停止・代替措置の実施など）
- ウ 市への現状報告（写真・図面等添付）
- エ 原因究明・対応策の策定
- オ 市への原因報告・対応策の提案
- カ 市の承認
- キ 対応策の実施
- ク 点検
- ケ 運用再開

5 各種申請等業務

- (1) 本事業を実施するに当たり、本要求水準書及び事業契約書で示す法令及びその他関係法令で必要な申請がある場合は、事業実施に支障がないよう、各種申請等を適切に実施すること。
- (2) 市が本事業を実施するうえで必要な申請を行う際、事業者は必要な協力を行うこと。

6 開業準備業務

- (1) 施設が供用開始後支障なく稼働するように、職員の研修等を含めた稼働準備業務を行うこと。
- (2) 開業前に、施設概要等を紹介するパンフレットを作成し、葬祭事業者等へ周知すると共に、開業後も常時備えること。
- (3) 稼働準備業務に必要な資材及び消耗品等の調達、その他経費については、事業者の負担とする。

7 清掃業務

(1) 建物・敷地の日常清掃

本施設及び周辺施設を利用者が快適に使用できるよう、本施設敷地内（駐車場、敷地内通路を含む。）及び周辺施設の日常清掃を行い、機能及び見た目において快適な空間を保持すること。なお、周辺住民に配慮し、既設慰霊碑、隣接里道（敷地西側）及び隣接市道（北側階段）についても清掃業務の対象範囲とする。

① 建物・敷地の日常清掃

② 敷地内の雑草の除去

ア 本施設の敷地南側法面部分を含む。

イ 多目的球技場の南側法面部分については、多目的球技場に影響を与える部分（フェンス付近）に限り含む。

ウ 雑草の除去について、利用者や会葬者が不快に感じることがないように、特に夏場はこまめに実施すること。

③ 本施設敷地内及び周辺施設の排水溝の浚渫

④ 慰霊碑及び愛玩動物慰霊碑の日常清掃

(2) 建物・敷地の定期清掃等

① 事前協議の実施（市の承認を得る）

② 建物の定期清掃

ア 定期清掃

イ 床ワックス清掃

ウ 窓ガラス清掃

エ 外壁清掃

③ 報告書の作成・提出

(3) 留意事項

- ① 施設及び事業用地を美しく衛生的に保ち、本施設における公共サービスの提供その他各種業務が、快適な環境のもとで円滑に行われるよう清掃業務を実施すること。
- ② 清掃項目や清掃回数等は、事業者の提案によるものとする（ただし、施設が常に清潔に保持されることを条件とする。）。

- ③ 日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせた作業計画を策定し、清掃箇所に応じた適切な頻度・方法で清掃を実施すること。
- ④ 清掃業務の実施については、利用者の妨げとならないよう行うこと。特に、お別れ兼収骨室、告別ホールを使用中は作業を控えることとし、やむを得ず行う場合は、服装や身だしなみに十分配慮したうえで、最小限の作業に止める等、会葬者等へ配慮すること。
- ⑤ 衛生用品（洗剤、トイレットペーパー等）は、不足がないよう点検し、補充すること。トイレットペーパーは、利用者が自ら補充できるよう予備を備え付けること。
- ⑥ 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末を徹底すること。
- ⑦ 業務に使用する資材・消耗品は、全て品質保証のあるもの（JIS規格等）を用いること。
- ⑧ 清掃業務によって発生した廃棄物は、事業者において適正な処理を行うこと。

8 環境保全業務

- ① 運営期間においても定期的に検査を行い、第2章6. 1「(4)公害防止基準」を遵守すること。
- ② 毎年1回実施することとし、その結果を報告書として市に提出すること。

9 家具・備品等管理業務

- ① 施設で使用する什器・備品について、管理を行い、状態に応じて保守、交換又は更新、補充等を行うこと。
- ② 経年による劣化や汚れ等が著しい場合には、修繕又は交換を行うこと。
- ③ 交換又は更新した備品等については、所定の手続きを行い、備品標示票による標示を更新すること。
- ④ 什器、備品について、年1回「備品台帳」（品名、規格、金額（単価）、数量等）を更新し、市に提出すること。
- ⑤ 自動体外式除細動器（AED）は、点検者を定め定期的に点検し、必要な措置を行うこと。また、パットとバッテリーについては、機器の仕様に基づき定期的に交換するとともに、自動体外式除細動器を使用したときは、パットを交換すること。

10 植栽・外構・周辺施設等維持管理業務

(1) 業務内容

本施設及び周辺施設を利用者が快適に使用できるよう、本施設敷地内（駐車場、敷地内通路を含む。）の植栽・外構等の維持管理を行い、適切な状態を保持すること。なお、一部業務においては、周辺施設や隣接する市道も対象範囲とする。

① 日常点検（巡視・目視による点検）

- ア フェンス・門扉・支柱・敷石・車止め・サイン・排水溝・その他構造物の破損・汚損、機能不全等の確認（本施設敷地内及び周辺施設）
- イ 施錠確認（本施設及び駐車場）
- ウ 外灯の点灯確認（本施設敷地内、周辺施設及び隣接市道（南側進入路）の一部外灯）
- エ 監視カメラの動作確認
- オ その他機器の動作確認

カ 点検結果の記録・報告

② 児童公園遊具の点検・修繕

ア 日常点検報告書の作成

イ 法定点検報告書の作成

③ 定期保守点検（年２回）

ア 機器の運用確認、稼働部分の動作確認、その他劣化状況の確認等

イ 定期保守点検報告書の作成

③ 破損・汚損等の補修・修繕・更新

ア 事前協議の実施

イ 現状報告書の作成（随時）

ウ 修繕計画書の作成・更新

エ 修繕報告書の作成

④ 植栽の剪定、芝生の刈込及び樹木の伐採（年次）

ア 敷地内植栽への施水・施肥（必要に応じて）

イ 敷地内植栽の剪定及び芝生の刈込

ウ 敷地内植栽の害虫駆除（必要に応じて）

エ 多目的グラウンド北側擁壁上部法面の樹木の伐採

※ 隣接住宅や通路等への悪影響（落葉・落枝）を防止できれば足りる。

オ 事前協議の実施（市の承認を得ること。）

カ 業務報告書の作成

⑤ その他敷地の整備

ア 多目的グラウンド・多目的球技場・児童公園の整地（真砂土の補充・水たまりの除去）

イ 駐車場凍結に備えた融雪剤の常備及び散布（頻度は非常に低く、必要に応じて）

※ 原則として隣接市道（南側進入路）は業務範囲外であるが、路面凍結の場合に限り、駐車場と併せて融雪剤を散布することにより、進入路としての機能維持を図ること。

ウ 業務報告書の作成

(2) 留意事項

① 事業用地全体の付帯施設、構内道路について、機能・安全・美観上適切な状態に保つこと。

明記した部分を除き、点検項目や点検回数等は事業者の提案によるものとする。

② 植栽・芝生等については、会葬者等の視野に入る部分を重点的に、緑樹を保護・育成・伐採、倒木の処理等を行い、適切な環境を維持すること。

③ 本業務において発生した廃材、剪定枝、手取草等の処分は、事業者にて適切に行うこと。

④ 事業用地の周囲に整備された柵等は、適切な状態に維持すること。

⑤ 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、特に薬品等は適正な管理を行うこと。

⑥ 外構等の補修・不具合・修繕等については「施設管理台帳」に記録すること。また、修理等において完成図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。

1 1 警備業務

① 施設及び事業用地全体において、風水害、落雷、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人身の安全を図るため、警備・監視を実施する

こと。これらに係る費用は事業者負担とする。

- ② 施設の利用時間外は、建物内外の主な出入口及び扉の施錠を行うとともに、本施設の鍵の保管及びその記録を行うこと。
- ③ 日中は従業員による保安警備、夜間は機械警備を基本とし、必要に応じて両者を組み合わせて実施すること。
- ④ 告別ゾーン及び待合ゾーンの時間外利用がある場合は、それ以外のゾーンを施錠するとともに、当該ゾーンは機械警備から除外すること。また、施設利用者には、機械警備の仕組みについて、あらかじめ十分説明し、誤作動等が発生しないよう備えること。
- ⑤ 本施設の第 1 期工事部分の部分供用開始から第 2 期工事部分の供用開始までは、第 1 期工事部分のみについて施錠し、機械警備を行うこと。
- ⑥ 保安警備については、施設の利用時間・用途・規模等を勘案して適切な巡回警備計画を立て、定期的に施設内を巡回して不審者・不審物及び施設内の異常の発見等に努めること。
- ⑦ 機械警備については、機械監視装置により不審者の侵入や施設の異常を監視し、異常等の発生に際して速やかに現場に急行し、現状の確認、関係機関への通報連絡等を行える体制を整えること。

1 2 残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務

- ① 人体の残骨灰については、「墓地、埋葬等に関する法律」その他関係法令の趣旨に則り適切に管理し、処理すること。また、動物・死胎時等の焼却灰についても関係法令に則り、適切に管理し、処理すること。
- ② 人体の残骨灰と動物の残骨灰が混ざることのないよう、分離して管理すること。
- ③ 灰の搬出、最終処分は事業者の責任によって適切な方法により実施すること。また、処分先について、市に報告すること。
- ④ 集じん灰を搬出する場合は、年に 1 回以上ダイオキシン類濃度を測定し、結果を市に報告するとともに、その結果に応じて必要な対策を行うこと。

1 3 事業期間終了前の引継業務

事業者は、事業期間終了時において、施設の全てが要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引き継げるよう維持管理を行うこととし、事業期間終了時の建物（建築、建築付帯設備）及び火葬炉設備については、少なくとも 2 年以内は修繕又は更新を要しないと判断できる状態を基準に、事業期間終了前の概ね 3 年前より、引渡し時の状態について市と協議を行うこと。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容する。

1 3. 1 市による確認事項

事業期間終了にあたり、市は以下の内容を検査する想定である。事業者は、市と確認内容を協議の上検査を行い、結果を市に報告すること。

事業者は、市の検査により不適合と認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。

部位	確認内容
本施設の建築本体等	・構造上有害な鉄骨の錆・傷等 ・接合部のボルトのゆるみ等 ・鉄筋コンクリート部分の構造上有害なクラック等 ・屋根、外壁等からの雨水等の侵入状況
その他	・配管の腐食、錆こぶ等の状況、継ぎ手の損傷等 ・配管の水圧、気密等 ・その他建築設備・備品等が要求水準を満たしているか。

13. 2 引継ぎに関する協議及び支援

- ① 市は、事業期間終了後に後任の管理者が維持管理・運營業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、本施設の引渡しに必要な事項について、事業期間終了の約3年前から事業者と協議を開始する。

【引継協議にかかる提出書類】

提出書類	記載内容
建物等診断報告書	建築物（設備等を含む）及び諸施設、外構、植栽等本市施設も全体について、各部位・部材の消耗品を具体的に記載すること。
修繕記録報告書	事業期間中に行った修繕・更新内容について一覧にするとともに、完成図に図示すること。
施設管理報告書	事業期間中に事業者が記録した「施設管理台帳」を整理すること。
備品台帳	事業期間中に事業者が記録した「備品台帳」のほか、事業期間中に行った更新内容について一覧にするとともに、消耗具合を具体的に記載すること。
次期修繕提案書	事業終了後に必要と考える大規模修繕について、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すこと。

- ② 「次期修繕提案書」は、効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、以下の内容を含むものとする。

ア 建築物等の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すものであること。

イ 修繕・更新が必要な場所の修繕履歴を示すとともに、消耗具合を具体的に示すものであること。

ウ 特殊機材（製造中止による入手困難等）を使用している場合、その内容を示すとともに、代替できる機材があれば表示すること。

エ その他、事業期間終了時点で発生している不具合について報告書にまとめること。

- ③ 事業期間終了1年前に、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて市に提出すること。
- ④ 事業者は、事業期間終了の6か月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6か月前までに作成し、市に提出すること。
- ⑤ 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。

1 4 その他維持管理上必要な業務

本事業を実施するに当たり、本要求水準書及び事業契約書で示す内容を満たすうえで、その他に維持管理上必要な業務がある場合は、本事業実施に支障のないよう、適切に実施すること。

第5章 運営業務要求水準

1 総則

1. 1 業務区分

事業者が実施する業務は以下とする。

- (1) 利用者受付業務
- (2) お別れ・炉前・収骨等業務
- (3) 火葬炉運転業務
- (4) 動物の火葬業務
- (5) 物品販売業務
- (6) 待合ゾーン関連業務
- (7) 告別ゾーン関連業務
- (8) 安全管理、防災、緊急時対応業務
- (9) 行政等への協力、調整業務
- (10) 事業期間終了前の引継業務
- (11) その他運営上必要な業務

1. 2 業務対象範囲

事業用地のうち、資料1-1「業務対象範囲図」に示す範囲とする。

1. 3 基本要件

- ① 本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、経済的、効率的かつ効果的に施設を円滑に運営し、公共サービスの提供を行う。
- ② 施設の厳肅性を確保し、安全性、利便性及び快適性を向上させ、利用者の立場に立った良質なサービスを提供すること。
- ③ 利用者の心情に配慮し、適切な接遇を行えるよう、事業者従事者教育を実施すること。
- ④ 運営業務担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい服装、態度、言動等細心の注意を払い厳肅に業務に取り組むこと。
- ⑤ 業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、全て事業者の負担とする。
- ⑥ 施設の運営については、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく管理者及び関係法令等に則して、適切な人員を配置すること。
- ⑦ 業務の実施に必要な電気、水道及び燃料は、計画的に管理し、節約に努めること。
- ⑧ 業務の各段階での確認を徹底し、炉の施錠・開錠を遺族とともに行うなど、焼骨の取違えが発生しないよう充分留意すること。焼骨の取り違え防止策については、事業者の提案によるものとする。
- ⑨ 事業者及び関係者が、会葬者、葬祭事業者等から心づけを受領することは固く禁じる。心づけは、金銭のみでなく中元歳暮等物品も含む。

1. 4 実施体制

事業者は、以下のとおり運営業務責任者及び運転業務従事者を定め、業務開始前に市に提出し、承諾を受ける。なお、各責任者等を変更した場合も同様とする。

- ① 事業者は、運営業務全般の指示及び管理を行う運営業務責任者のほか、運営業務の各業務を行う運営業務従事者を定めること。
- ② 運営業務責任者及び運営業務従事者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、関係法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。
- ③ 運営業務責任者は、構成企業のうち、運営業務を行う企業の正社員とすること。
- ④ 運営業務責任者は、本施設へ常駐するものとし、不在の場合は代理者を選定すること。なお、代理者については、運営業務を行う企業の正社員であることを求めない。
- ⑤ 事業者は、業務の一部を構成員又は協力企業以外の第三者に委託する場合、あらかじめ市の承諾を受けること。
- ⑥ 業務の特殊性を考慮し、業務に支障のない勤務体制とし、不測の事態に備えて代替従事者の確保や連絡網の整備に努めること。
- ⑦ 消防法第8条第1項による防火管理者を定めること。また、防火管理者は消防用設備等を定期的に維持管理するとともに、消防計画書を作成し、火災等の緊急時に備え定期的に消防訓練等を実施すること。
- ⑧ 業務の実施に当たっては、地元の人材等の活用に配慮すること。
- ⑨ 各責任者及び業務従事者は、火葬場業務に相応しい制服を着用し、名札をつけること。

1. 5 運営計画及び報告

- ① 次に示す各種計画書・報告書を作成し市に提出すること。

書類	作成	提出
長期運営計画書	供用開始年度	供用開始前
事業継続計画書	供用開始年度	供用開始前
年度運営計画書	毎年度	毎年度
年度事業報告書	毎年度	毎年度
四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
業務報告書（月報）	毎年度	毎月
業務日誌	毎年度	毎月

- ② 長期運営計画書は事業期間全体における指針等を示すものとする。
- ③ 業務日誌、実績報告書は事業期間中保管すること。年度運営計画書及び年度事業報告書において、本事業に関する収支計画も記載すること。

1. 6 モニタリングの実施

- ① 事業者は、自らが行う運営業務のサービス水準を維持・改善するようセルフモニタリングを実施すること。
- ② アンケート等により、利用者の意見や要望を聞き取り、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。

- ③ 事業者は、毎月の業務報告書において、モニタリング結果を市に報告すること。
- ④ 市は、事業者の業務サービス水準を確認するため、業務報告書の確認のほか、随時立入検査等により確認を行うものとし、確認の結果、業務サービス水準を満たしていないと判断したときは、事業者は速やかに改善措置を行うこと。

1. 7 保険

事業者は、維持管理・運営期間中、自らの負担により、第三者損害賠償保険及び火災保険に加入すること。詳細は事業契約書を参照すること。

1. 8 災害発生時の対応

事業者は、災害発生時において以下を行うこと。

(1) 被災状況の報告

- ① 事業者は、災害の発生後速やかに、本施設の被災状況、従業員の安否、火葬能力の状況及び応援の必要性を把握し、市に報告すること。
- ② 施設に損傷等が生じた場合には、事業者が作成した「事業継続計画書」に則り、可能な限り早期に復旧を行うこと。
- ③ 災害が発生した場合であって、市が必要と認めたときは、受付時間、利用時間等の延長に対応できるようにすること。
- ④ 清浄会館は大規模災害時にも稼働することを想定している。大規模災害発生時においても、可能な限り早期に①～③の措置を講じること。

(2) 広域火葬への応援・協力

事業者は、大規模災害により他市町村が被災した場合において、市より広域火葬の要請があった場合は、受付時間、利用時間等の延長に対応できるようにすること。また、市より他施設へ火葬要員の派遣要請があった場合には、積極的に協力を行うこと。

2 施設の運営概要

2. 1 定休日

1月1日及び1月2日とする。

なお、施設管理に伴い臨時休業日等を設定する場合は、事前に市と調整を行うこと。

2. 2 利用時間

火葬受付時間は、午前10時から午後2時までを原則とし、開場時間を設定すること。

2. 3 使用料

別途、条例により定める。

2. 4 火葬件数

(1) 人体炉

- ① 本施設への柩の受け入れから、火葬、冷却、収骨までの所要時間は、概ね2時間以内を想定

する。

- ② 火葬タイムテーブルは、定時受付とする。受付時間は、10:00、10:30、11:00、11:30、12:00、13:00、13:30、14:00 を基本として事業者が提案し、市と協議の上決定する。なお、火葬炉の状態や運営従事者の配置等に配慮して適切な時間配分とすること。
- ③ 火葬回数は、最大2運転／炉・日とする。ただし、大規模災害時にはこの限りではない。
- ④ 想定を上回る火葬需要が常態する場合は、市と協議のうえ、火葬実施体制の見直しを行うこととする。

⑤ 火葬件数実績（参考）

令和2年度：（大人・小人）1,119件（死胎、死肢、汚物、改葬骨）17件 計 1,136件

令和3年度：（大人・小人）1,220件（死胎、死肢、汚物、改葬骨）11件 計 1,231件

令和4年度：（大人・小人）1,164件（死胎、死肢、汚物、改葬骨）14件 計 1,178件

⑥ 告別ホール利用件数実績（参考）

令和2年度：102件

令和3年度：105件

令和4年度：139件

(2) 動物炉

- ① 火葬回数は、1運転／炉・3日を基本とし、保管状況等による事業者の判断に委ねる。

3 利用者受付業務

- ① 火葬（人体炉）の利用予約については、使用者（葬祭事業者）が清浄会館予約システムにて予約を行う。事業者は、当日の予約に合わせて利用者の受付、使用する火葬炉の割り振りを行うこと。
- ② 利用者から火葬許可証及び清浄会館使用許可書等を受領し、内容を確認すること。
- ③ 火葬終了後、火葬許可証に記名・記入・押印し、使用者に返却すること。

（参考）火葬業務の手順

段階	担当	手続き
予約	使用者(葬祭事業者)	清浄会館予約システムにて予約を行う
手続き	使用者(葬祭事業者)	死亡届出書を市民課又は各支所の窓口へ提出 使用料の納入
	市	火葬許可証を発行 使用料を徴収し、領収書を交付
火葬	使用者(葬祭事業者)	火葬許可証を火葬場の受付に提出
	火葬場従事者	火葬許可証に記名・記入・押印し、使用者(葬祭事業者)へ返却 火葬台帳の管理、帳票の作成

4 お別れ・炉前・収骨等業務

- ① 運営業務従事者と葬祭事業者の役割分担は以下とする。

運営業務従事者	葬祭事業者
柩台車の配置 霊柩車から柩運搬車への柩乗せ換え補助	柩を霊柩車より柩運搬車へ乗せ換え

炉前台及び焼香台の設置	炉前台の飾り付け及び後片付け
告別ホール又はお別れ兼収骨室への柩の運搬 炉内台車上への柩の安置	告別式及び葬送行為の進行
整骨及び収骨並びに遺族への引渡し 炉前台及び焼香台の設置 収骨室の清掃	待合室への案内及び後片付け 炉前台の飾り付け及び後片付け

- ② 会葬者等の誘導は、原則として葬祭事業者が主体で行う。ただし、火葬時間が予定時間を超える場合などは、葬祭業者又は遺族に丁寧に火葬状況の説明を行うこと。
- ③ エントランスや受付に職員を常駐させる必要はないが、霊柩車到着時においては、職員が対応し、必要な案内を行うこと。
- ④ 火葬業務の進行状況に支障のないよう、遺族や葬祭事業者等の理解を得て、可能な限り告別が円滑に終了するよう努めること。
- ⑤ 会葬者等の入出場が過度に集中しないよう葬祭事業者と十分に連携すること。特に火葬が集中する時は、葬祭事業者と十分確認すること。
- ⑥ 入炉時及び出炉時は、会葬者等の安全に配慮すること。
- ⑦ 焼骨の取違えが発生しないよう万全の体制をとり、確認を徹底する等、細心の注意を払うこと。
- ⑧ 副葬品として相応しくないものを口頭にて確認し、除去すること。
- ⑨ 遺族の心情に寄り添い、滞りなく火葬業務を執行することを何よりも重視し、事業者と葬祭事業者や遺族との事務分担に拘らず、必要に応じて遺族を補助し、「最後のお別れの場にふさわしい火葬場」となるよう努めること。

5 火葬炉運転業務

- ① 遺族の心情や遺体の尊厳に配慮のうえ業務を行うこと。
- ② 事業者は、火葬炉の取扱説明書や、事業者が事前に作成した火葬炉運転マニュアルに従って火葬を行うこと。
- ③ 事業者は、適切な焼骨の状態になるまで火葬を行うこと。適切な焼骨の状態とは、遺体や副葬品の状態に合わせ、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れるようにすることを示す。なお、副葬品の残滓は事業者の判断で除去することなく出炉すること。
- ④ 死体（死胎）、身体の一部等を火葬する際は、収骨に配慮し火葬方法を工夫すること。
- ⑤ 火葬機器類の稼働状態については、火葬従業者全員が共有して操作すること。
- ⑥ 機器故障等が発生しないよう、日頃から点検保守を行うこと。万が一、火葬中に機器トラブルが発生した場合にも、原因追跡を行い、安全を最優先したうえで火葬の継続・完了に最大限の努力をしなければならない。

6 動物の火葬業務

- ① 事業者は、窓口において動物火葬を受付け、死体を収受し、利用者より使用料の徴収を行うこと。
- ② 事業者は、受付に設置した簡易の祭壇において、利用者が最後のお別れを行えるよう、案内

すること。

- ③ 事業者は、動物死体用冷蔵庫に死体を保管し、適宜火葬を行うこと。
- ④ 徴収した使用料は月ごとに市に引き渡すものとし、特別の事情がない限り、翌月 10 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）までに現金引継簿にその現金及び納付書を添えて、市が指定する金融機関に入金すること。なお、使用料の徴収については、事業者以外の第三者に委託することはできない。
- ⑤ 動物については、収骨は行わない。なお、関係者に対しては収骨が行えない旨をあらかじめ了承を得るものとする。
- ⑥ 動物火葬受付には職員を常駐させず、窓口又は入口扉に呼鈴・インターホン等を設置して、利用者からの求めに応じて対応すること。

（参考）愛玩動物死体の火葬業務の手順

段階	担当	手続き
手続き	使用者	死体を段ボール箱等に収めて火葬場で手続き 使用料の納入
火葬	火葬場従事者	受付 使用料を徴収し、領収書を交付
終了後	火葬場従事者	火葬台帳の管理、帳票の作成

7 物品販売業務

- ① 自動販売機の運営に関して、効率的かつ施設の円滑な運営を妨げないよう十分配慮した事業計画を提案すること。
- ② 事業に係る売上金は、事業者には帰属するものとする。
- ③ 定期的に業務実績の報告を行うこと。
- ④ 自動販売機の価格は、一般的な市場価格を参考にし、適正な価格設定とすること。
- ⑤ 事業期間中に、自動販売機の台数を変更する際は、事前に市の承諾を得ること。
- ⑥ 上記のほか、物販等の自主事業については、事業者の提案とする。ただし、販売する品目、価格、販売方法等については、あらかじめ市と協議すること。

8 待合ゾーン関連業務

- ① 待合室、キッズコーナー、授乳室の利用は利用者の任意とし、許可等の手続きは不要とする。
- ② 待合室では、会葬者等が飲食できるものとする。
- ③ 本施設の利用者以外の者に、待合室を提供してはならない。

9 告別ゾーン関連業務

- ① 告別ホールの使用受付、使用料の収受及び使用許可書の交付は、火葬受付と同様、市役所市民課にて実施する。
- ② 事業者は、使用者（葬祭事業者）が持参する使用許可書を受付し、使用させること。
- ③ 遺族控室、宗教者控室、給湯室、シャワールームは、告別ホールの使用者が任意で使用可能とし、許可等の手続きは不要とする。
- ④ 事業者は、使用者（葬祭事業者）に対して、音響機器、空調機器、照明機器等の使用方法や、

使用後の原状復帰について説明すること。

- ⑤ 事業者は、使用後の施設・備品等について点検し、必要に応じて使用者（葬祭事業者）に対し、原状復帰を促すこと。
- ⑥ 告別ホール等に職員を常駐する必要はない。受付に呼鈴等を設置し、必要に応じて対応するものとする。

1 0 安全管理、防災、緊急時対応業務

(1) 急病等への対応

- ① 本施設の利用者、会葬者等の急な病気、けが等に対応できるよう、簡易な救急薬品等の救急セットの用意を行うとともに、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。なお、救急薬品の管理については、厳重に行うこと。

(2) 緊急時の対応

- ① 災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
- ② 事業者は、災害時等の体制整備を行うこと。

1 1 行政等への協力、調整業務

- ① 市の実施する市民向け広報等の編集・発刊等に対し、情報提供や業務実施について協力すること。
- ② 利用者数、入場者数、種目別人数等、統計資料を作成すること。

1 2 事業期間終了前の引継業務

- ① 事業者は、事業期間終了以降も次期事業者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、次期事業者が決定した後、運営期間前に引継ぎを行うこと。
- ② 市は、業務の引き継ぎに必要な事項について、事業期間終了の約 3 年前から事業者と協議を開始する。
- ③ 引継ぎについては、引継ぎ内容が不十分であることに起因した事故等を防止するため、危険注意箇所等について十分確認を行うとともに、施設の利用予約に関する情報等、施設の管理運営に必要な情報を遅滞なく後任者へ提供する等、引継ぎに遺漏のないよう留意すること。
- ④ 調達した消耗品の引継ぎに関して、次期事業者と協議すること。

1 3 その他運営上必要な業務

1 3. 1 勤務管理

- ① 運営業務に適した実施体制及び人員配置とすること。また、災害時の運営体制についても構築すること。
- ② 従事者の勤務計画を策定し、業務の監督を行うこと。
- ③ サービスの質を確保するため、接遇マニュアルを作成するとともに、定期的に従事者教育・研修を実施すること。

13. 2 庶務業務

- ① 業務に関する電話等への対応、消耗品の補充等、事業者の判断において本施設の運営に必要な庶務業務を行うこと。
- ② 副葬品を抑制するため、会葬者等・葬祭事業者への啓発を行うこと。
- ③ 急病人への対応に必要な自動体外式除細動器（AED）やベッド等の器具を備え、常に使用できるよう管理すること。

13. 3 各種資料の作成・保管及び問合せへの対応

- ① 関係法令において、必要とされている資料を作成すること。また、施設への備え付けが求められている図面や資料等を施設に備え付けること。
- ② 「墓地、埋葬等に関する法律」に則り、「火葬状況の報告」を作成し、市に提出すること。

13. 4 その他の業務

(1) 本施設の運営に係るその他の業務

- ① 施設の施錠・開錠、機械警備装置の操作等
- ② 葬祭事業者及び関係事業者との連絡調整
- ③ 施設内サイン（デジタルサイネージ等）の運用管理
- ④ 空調・照明・館内放送その他機器等の運用管理
- ⑤ 慰霊碑・愛玩動物慰霊碑における慰霊祭事の実施（各年2回。職員により実施。）
- ⑥ 災害・事故・事件等発生時における初動対応及び避難誘導
- ⑦ クレーム対応

(2) 周辺施設の運営に係るその他の業務

- ① 進入路ゲートの開閉
- ② 臨時駐車場（多目的グラウンド）車両出入口の開場・閉鎖
- ③ 不法駐車、廃棄物等の遺棄・放置、その他の非違行為の防止・対処等
- ④ その他周辺施設の機能維持・保全等に関すること。

第6章 維持管理・運営統括業務要求水準

1 基本要件

事業者が実施する個別業務について、施設整備業務完了までの間、総合的かつ包括的に統括して管理できる体制を構築すること。

2 管理運営業務統括責任者

事業者は、本事業の維持管理・運営業務全般を総合的に把握し、市等との調整を行う「管理運営業務統括責任者」を定めること。

(1) 管理運営業務統括責任者の要件

- ① 事業者の構成企業のうち、運営業務又は維持管理業務を行う企業の正社員であること。
- ② 本事業の目的・趣旨・内容を踏まえ、必要な知識及び技能を有する者であること。
- ③ 管理運営業務統括責任者は、運営業務責任者又は維持管理業務責任者のいずれかと兼務することができる。

(2) 業務報告及び意見交換

事業者は、毎年1回以上、定例会議を開催し、市に業務報告を行うとともに意見交換を行うこと。その際、管理運営業務統括責任者、運営業務責任者、維持管理業務責任者のほか、市の求めに応じて関係者を出席させること。